

平成13年度  
特別案件等調査団報告書  
国別特設「パキスタン民主化支援」

平成13年10月

JICA LIBRARY



1172023(2)

国際協力事業団  
北海道国際センター（札幌）

北海セ

JR

01-301

## 序文

国際協力事業団は、新規研修コースの開設にあたり、当該コースの研修ニーズ把握を目的として特別案件等調査団を派遣しております。

本報告書は、北海道国際センター（札幌）が札幌市のご協力のもと、平成13年度から実施する国別特設「パキスタン民主化支援」コースの現地調査結果を取りまとめたものです。

本書が、今回の研修コースの計画策定のみならず、当該地域における地方分権の実状・問題点について、関係各位の一層のご理解の一助となればと願うものです。

終わりに、今回の調査業務に当たり、多大のご支援・ご協力を賜った外務省、在外公館関係者、札幌市ならびにその他関係各位に対し、心より感謝の意を表します。

平成13年10月

国際協力事業団  
北海道国際センター（札幌）  
所長 小森 毅



1172023{2}

## 目次

序文

地図

1. 新設コースの概要.....	1
2. 特別案件等調査団の派遣.....	2
2-1. 派遣の目的	
2-2. 調査項目および対処方針	
3. 調査団構成.....	2
4. 調査日程および主要面談者.....	3
4-1. 調査日程	
4-2. 主な面談者	
5. 調査結果.....	4
6. 主な訪問先議事録.....	10
7. 調査団所見.....	16

付属資料

1. 暫定G.I.....	21
2. ラワルピンディ市における議会構成.....	31
3. SBNP地方政府令仮和訳（抜粋）.....	43

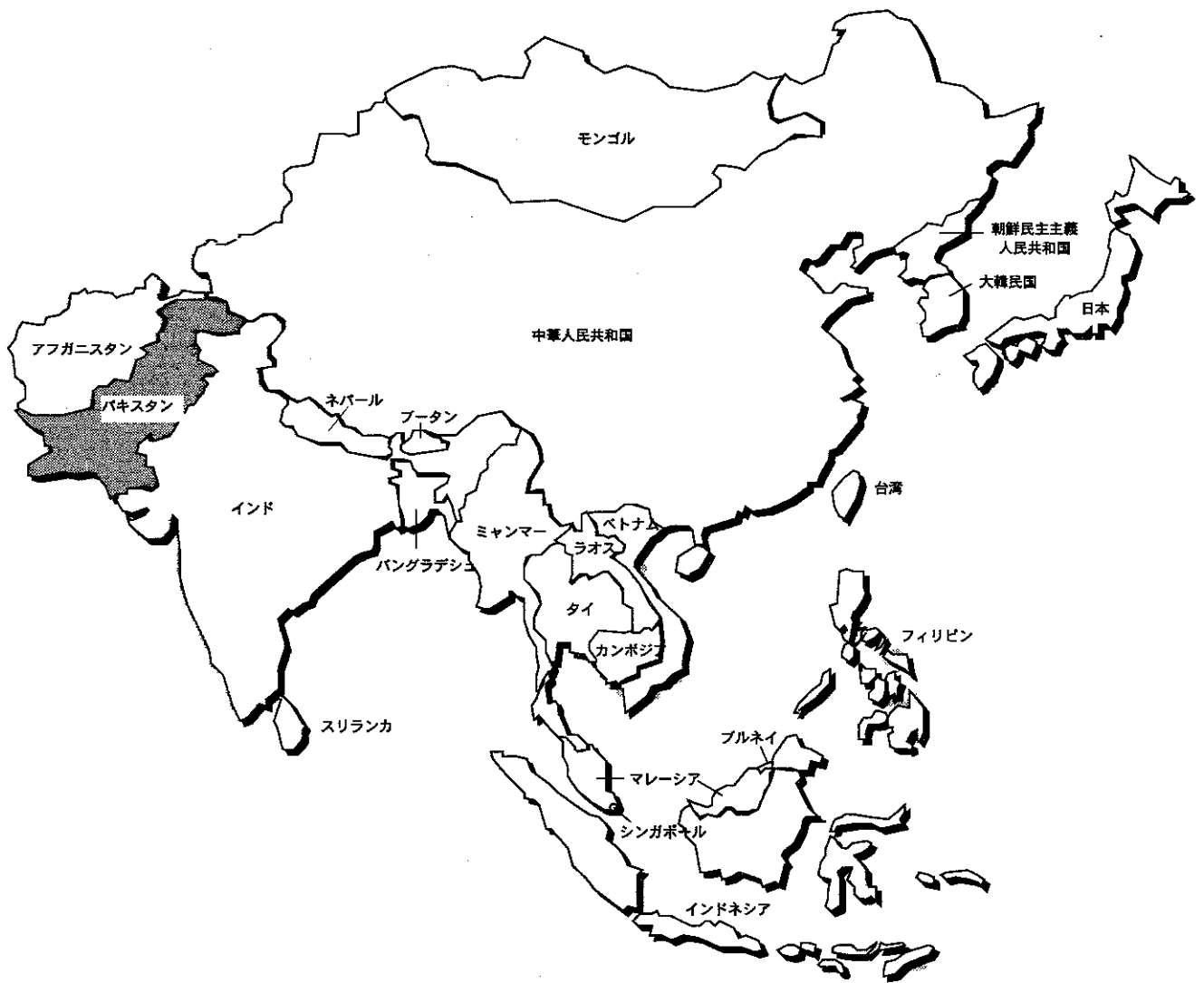


図. 1 パキスタン地図

## 1. 新設コースの概要

### <経緯>

パキスタン（以下パ国）では、植民地支配による後遺症ともいうべき一部の大地所有者に富と権力が集中しており、結果として低い教育水準や人的資源開発の遅れにつながっている。また、99年のクーデターおよびその後の軍事政権についても、その原因を未成熟な民主主義に求めることができる。

現在、パ国では州の下部行政単位である郡について、郡長および群議会の選挙を実施しており、これら行政単位への地方分権は、来年10月に予定されている民政移管の柱となる。

かかる状況の下、パ国において地方自治にかかる諸制度を改革・整備し、権力支配構造を改善することは、わが国の援助重点分野の一つであり、研修員受入れ事業を通じた知的支援は開発の方向性に沿うものである。

### <コースの概要>

コース名：パキスタン民主化支援

期間：平成13年12月3日から同12月21日

定員：5名

対象：連邦政府および各州政府の担当課長クラス

コース目的：地方議会、選挙、地方自治制度に関する網羅的な講義を行う。

1)地方自治制度（地方議会、地方選挙等）

2)地方税制制度

3)地方公務員制度（公務員倫理含む）

4)各種行政サービス（公聴活動→計画策定→事業実施）

## 2. 特別案件等調査団の派遣

### 2-1. 派遣の目的

平成13年度より北海道国際センター（札幌）にて新規開設が予定されている国別特設「パキスタン民主化支援」コースの効果・効率的な実施のため、パキスタンにおいて各レベル政府（中央政府、州政府および地方政府）の持つ諸機能について視察し、地方行政の現状、民政移管に向けた地方分権の方向性および関係者が抱える問題点を把握した上で、現地ニーズに即した研修カリキュラムを作成することを調査目的とする。

### 2-2. 調査項目および対処方針

- 1) 当該国における地方自治に関する現状を把握する。
- 2) 当該国における民政移管の方向性とスケジュールを確認する。
- 3) 要請背景をふまえ、各機関における研修ニーズを確認する。また、研修カリキュラムに関する協議を行い、要望を聞き取る。
- 4) 調査結果を取りまとめ、現地大使館およびJICA事務所に概要報告を行う。また、本邦に帰国後、関係者に対し調査結果の報告を行う。

## 3. 調査団構成

- |          |       |                   |
|----------|-------|-------------------|
| (1) 総括   | 中辻 清矩 | 元札幌市教育委員会社会教育部長   |
| (2) 自治行政 | 丸橋 博  | 札幌市自治研修センター研修担当係長 |
| (3) 研修計画 | 武市 二郎 | JICA札幌センター業務課職員   |

#### 4. 調査日程および主要面談者

##### 4-1. 調査日程

日 順	月 日	曜 日	日程	
			午前	午後
1	9/1	土	新千歳10:50→(NH46)→12:20成田16:25→(NH901)→シガポール	
2	2	日	シガポール10:30→(MH686)→11:25→クアラルンプール12:30→(MH160)→15:25カチ19:00→(PK370)→20:55→イスラハート	
3	3	月	09:00JICA事務所打合せ 10:00日本大使館表敬 11:00対外経済局(EAD)	12:00選挙管理委員会 14:00地方・開発省 15:10歳入庁 16:10国家再建局(NRB)
4	4	火	09:10人事院 10:30ワルビントン市DCO 11:30市内公立学校 11:45市内診療所	12:45ワルビントン市Nazim 17:00ペシャワールへ移動
5	5	水	10:05ペシャワール市役所 11:45市内公立高校	12:35カラジャ地区保健センター 14:00ペシャワール市DCO補佐
6	6	木	09:30ワルビントンDistrict DCO 11:00Bigket Gunj公立高校	12:00Gujar Garhi BHU 14:30イスラハートへ移動
7	7	金	09:00JICA事務所報告	10:00大使館報告 イスラハート15:00→(PK387)→ 15:50ホール18:30→(SQ418)→
8	8	土	(SQ418)→06:40シガポール08:00→(JL712)→15:40成田18:30→(JL565)→20:05新千歳	

##### 4-2. 主要面談者

在パキスタン日本国大使館

岡井 朝子 経済班長  
北田 裕道 二等書記官

JICA事務所

石井 羊次郎 次長  
木下 康光 所員  
田中 香 企画調査員

(先方面談者については「6. 主な訪問先議事録」参照)



## 5. 調査結果

### (1) 地方自治の機能

#### (ア) 民主化の進捗状況

「SBNP (Sind/Balochistan/North-West Frontier/Punjab の 4 州) 地方政府令2001」が2001年 8 月14日に発行され、地方及び地方政府の構成、地方政府の財政及び選挙など新システムの基本的な枠組みが制定された。それに先立ち、2000年12月から2001年 8 月14日まで地方選挙が実施され、一部を除いて地方政府の首長 (Nazim) 及び議会 (Council) の議員が選出された。今後、2002年10月に連邦 (上下院) 及び各州議会の中央選挙が予定されており、パキスタンの民主化 (地方分権化) が本格的に始まることになる。

なお、選挙についてはドナー国の支援を受けたプロジェクトとして1997年から進められており、選挙人名簿等は1998年の国政調査を基にしている。

#### (イ) 地方及び地方政府の構造

新システムにおける階層構造は次のとおり。

(地方)

国(Federal:連邦政府)－州(Province)－District(地区)－Tehsil(テシール)－Union(ユニオン)

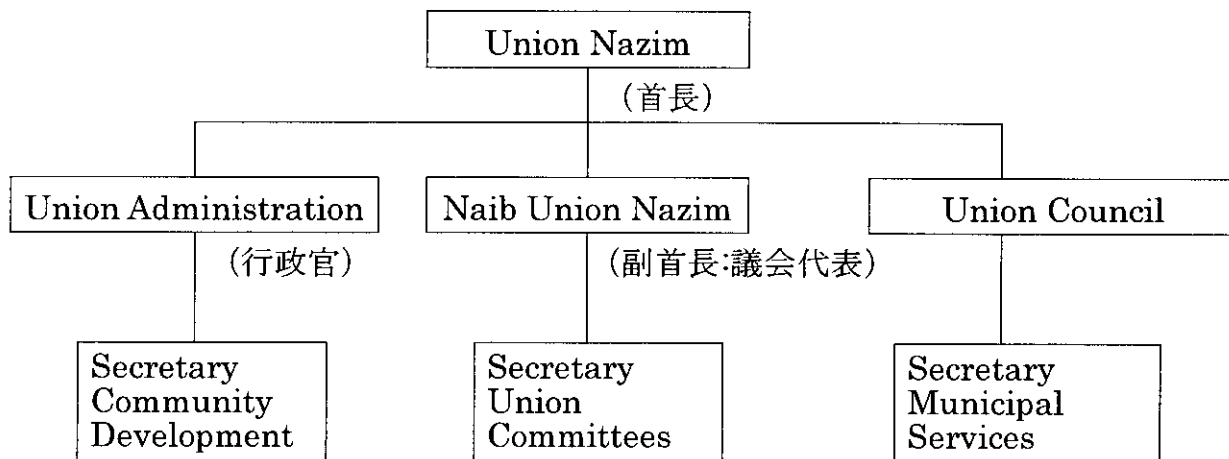
District:3～5の Tehsil で構成	(国内に98)
Tehsil:14～16のUnionで構成	(国内に約300)
Union:16,000人～25,000人の人口規模	(国内に約7,000)

District は日本の県レベルと考えられるが、現在国内には98の District がある。今回の調査地区を例にとると、ペシャワールは、人口約190万人、Union 数92、面積1,250km<sup>2</sup>で1 km<sup>2</sup>あたり約16万人が住んでいる。また、マルダン、人口約146万人、Union 数74、識字率が36.5% (男53%、女18%) で就農率が75%の農業地域である。

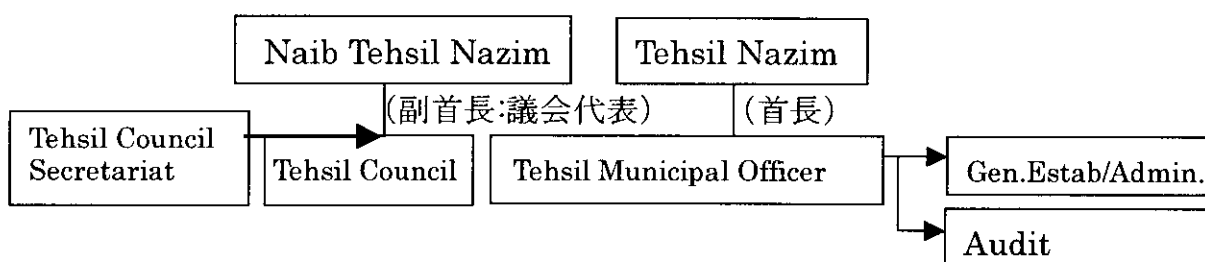
この District のシステムは100年以上前からあったが (地方政府令では、「地区」とは1967年 SBNP 土地歳入法によって指定された地区をいう。)、District には権限がなく、4つの州で行政を行っていた。そこが新システムで大きく変わることになる。

また、新システムでは、地方政府に Nazim (首長) を置き、併せて Council (議会) も設置された。それによって地方政府のしくみは次のとおりとなる。

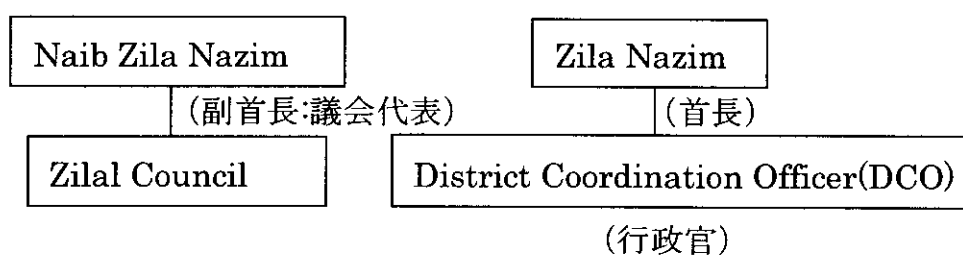
① Union



② Tehsil(Tehsil Municipal Administration Organization)



③ District



(ウ) 財政状況

まず、現在、パキスタン国内の地方財政は困窮している。

もちろんこれまでは自治体が独自の行政運営をしておらず、州の予算により運営していた。また、各州に対しては2～3年に1度 National Fund Committion を開催し、財務省及び州の代表により予算配分を決定している。

税についても District ではほとんど徴税していなかった。

主な国税は所得税，消費税，輸出入税，嗜好品税（現在は半分以上が消費税）州税は車両税，不動産税となっている。

今後、国税および州税の一部が District に移管される予定であるが、具体的な内

容はまだ決定していない。

電気、水道等も国・州の経営又は第3セクターの経営である。

ドナー国の援助による部分が多いが、ドナー国としても中央政府および州の経由を望んでおり、現在のように国のプロジェクトとして各種の事業が行われることは大きく変わらないと思われる。

なお、選挙に関する予算配分は投票所の数に応じて中央から配分している。

#### (エ) 地方自治に関する法的整備

今のところ2001年8月14日に発効された政令「SBNP 地方政府令2001」（地方自治法に相当）はあるが、その他の制度についてはまだ整備されていない。日本では自治体の歳入の大きなウエイトを占める地方税も、これから州から移管される予定であるが税目も確定はしていない。

今後、地方公務員法、地方財政法、地方税法をはじめ、地方自治に必要な多くの法整備が必要と思われる。

### (2) 地方政府の課題

#### (ア) 組織上の課題

旧体制では4つの州が行政を行っていた。新システムでは、Nazim が住民の声を聞いて政策を決定し（モニタリング、セレクトィング）、それに基づいて行政官が実施する体制に変わる。

しかし、これまで連邦・州政府から派遣され、地域（District）における行政の最高責任者であった行政官が、District の首長（Nazim）の下に調整官（DCO: District Coordination officer）として位置づけられることになった。DCO は日本で言うと副知事に相当するポストと考えられるが、現段階では州（Province）の職員という立場は変わらず、3年程度で異動することもある（DCO は BPS20 というレベルの国家公務員とされている。また、District の職員も州から給料をもらっている）。札幌市にあてはめて考えると、市長と市議会議員は選挙で選ばれるが、助役以下の札幌市職員は国が採用した国家公務員が就くことになる。さらに、今回選挙で選ばれた Nazim と DCO の位置関係を見た場合、指揮命令システムをはじめ自治体としての機能が果たされるか懸念が残る。

#### (イ) 財源上の課題

これまでは地方の歳入はほとんどが国、州からの配分となっていた。今回の分権化に伴い、国税、州税の一部が District に移管される予定であるが、内容は検討中である。

しかし、移管される徴収権は一部であり、今後も国、州からの配分がなければ行政運営は難しいと思われる。

地方政府がそれぞれの特色を持って機能するためには、法的・制度的な財源確保が Tehsil Union のレベルにまで整備される必要がある。

地方政府の聴取でも「これまで自治体レベルでは能力がなかった。今後テクニカルな能力が必要となるが、そのためには財政と人員が州から District に移行する必要がある」という意見があった。

### (3)研修に対するニーズ

#### (ア) 必要とする能力開発の認識

今回の調査の中で意見としてあった開発すべき能力は次のとおり。

- ① DCO らの行政官がいかに Nazim の補佐をするか
- ② 公務員としての説明責任能力
- ③ 管理能力，企画・立案能力
- ④ 住民にどう参加してもらうか（モニターシステム）
- ⑤ 予算の計画・執行
- ⑥ モラルの向上，透明性の確保
- ⑦ 住民に対する教育も重要（なぜ分権を進めているか理解してもらう）

また、今後に向けての課題認識としては、

- ① 政治，財政，行政機能のすべての分野において分権化を推進してゆく。
- ② 徴税，予算，事業計画，資金繰り，その監査など一連の財政システムの確立を図りたい。
- ③ 住民参加の意思決定システムを考え，住民と地域が一体となった行政を目指したい。

など、民政移管に向けての必要な情報は多角的に入手・分析しているようである。

#### (イ) 研修に対する要望と回答

要望：日本から指導者を派遣し，パキスタン国内で研修してほしい

回答：講義だけでなく，実際の行政運営を見てもらいたい

要望：5人の研修員枠は少なすぎる

回答：研修後，その成果を国内に波及できるような立場の人材を派遣してもらい，研修員枠の数倍の効果を挙げられるようお互い努力したい

要望：日本における地方分権の歴史を説明して欲しい

回答：カリキュラムの中で実施予定の「日本の民主化の歩み」で対応できる

要望：保健分野の実態も知りたい

回答：カリキュラムの中で実施予定の「札幌市の保健衛生」で対応できる

要望：農業分野も重要であり，新農法や水管理についても研修してほしい

回答：今回は行政サービスの特定分野を研修の目的としておらず，実施は困難

#### (4)研修コース概要

##### (ア) 研修員の人選にあたって

研修員の数が5名と少ないことから，より効果的な方法を考える必要がある。

今回の調査でのパキスタン側の課題認識では，選挙で選ばれた Nazim や行政官の管理，企画，説明責任等の能力向上が必要であり，さらには住民においても意識改革，分権の必要性の理解が重要であるという意見が多かった。

Nazim，行政官については新しい体制づくりに奔走しているところであり，また広く普及することも容易ではないと考える。

そこで，各州に設置されている行政官の研修機関のトレーナーを研修員とし，帰国後，国内の多くの Nazim，行政官に伝えていく方法がベターと考えられる。

相手側に対しては，4州の研修機関のトレーナーと国家再建局(又は他の行政機関)からそれぞれ1名という提案をしたい。

(注1)：各州の研修機関は National Institute of Public Administration (NIPA) というものであり，全国で26人の Master Trainer とその下に200人の Trainer がいる。

### (イ) 研修カリキュラム

本研修の場合は検討から実施（12月を予定）までの期間が短いことから、暫定的なG・I（実施要領）を作成し、パキスタン側に事前の調整ができるようにした。今回の調査によってカリキュラムの一部変更が必要と思われることから、早期に検討・協議をしていきたい。

#### 【暫定カリキュラム】

科目	時間	摘要
日本の民主化の歩み	5.0（1日）	
中央政府の役割	2.5（0.5日）	
地方自治制度	2.5（0.5日）	時間増検討
議会制度	2.5（0.5日）	
選挙制度	2.5（0.5日）	
法体系と地方自治	2.5（0.5日）	
地方財政制度の概要	2.5（0.5日）	時間増検討
地方税制度	2.5（0.5日）	時間増検討
地方自治体の予算と決算	2.5（0.5日）	
地方公務員制度（人事管理・倫理）	2.5（0.5日）	
札幌市の行政組織	2.5（0.5日）	
札幌市のまちづくりと課題	5.0（1日）	
札幌市の広聴・広報活動	2.5（0.5日）	
札幌市の都市計画	2.5（0.5日）	要検討
札幌市の宅地開発・住宅整備	2.5（0.5日）	要検討
札幌市の保健衛生	2.5（0.5日）	
札幌市の児童・母子福祉	2.5（0.5日）	
札幌市の防災・消防・救急	2.5（0.5日）	要検討
札幌市の清掃	5.0（1日）	要検討
札幌市の区行政	5.0（1日）	

## 6. 主な訪問先議事録

### (1) Economic Affairs Department (対外経済局)

主な面談者：Mr. Mohammad Bashir (Senior Joint Secretary)

主な議事：

- ・コース自体はパキスタンにとってとても有益なもの。
- ・ターゲットグループとしては各州に自治研修所があり、その研修指導者を参加させればより裨益効果が得られるのではないか。
- ・コース実施まで時間がないとの説明だったが、自治研修所からの選出であればそれほど時間はかからない。(Mr. Haroonからの補足情報:首都圏の人選は問題ないが、各州からの選出は1ヶ月程度時間がかかることが予想され、正式版G.I.の到着を待っていると時間的に厳しい。ターゲットグループを調査団と事務所の間で決め、パキスタン側には候補のラインナップを始めてもらうべき)
- ・自治研修所のスタッフが行政の実務経験をどれだけ積んでいるかについては、自治省かNRBで質問すると良い。研修指導者は大卒なので、選考条件はクリアすると思う。

### (2) Election Committee (選挙管理委員会)

主な面談者：Mr. Rahmat Ali Mujahid (Joint Secretary) 他5名

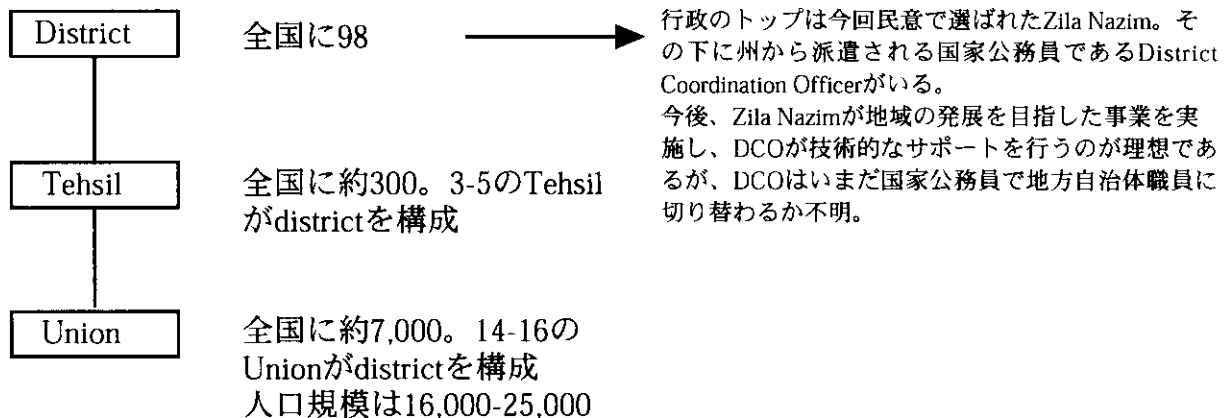
主な議事：

- ・選挙管理の能力向上のため、'97年からUNDPの支援を受けたプロジェクトを実施している。
- ・選挙人名簿等は'98年の国勢調査を元に決めている。今後3年ごとに選挙がある際に、約半年かけて国勢調査の補完調査を行い、データをアップデートしてゆく。
- ・選挙管理に必要な予算は、投票所の数に従い選挙管理委員会の調整の下、各地区に振り分けられる。
- ・選挙権は、国政選挙で21歳から、地方選挙で18歳から与えられる。
- ・選挙管理委員会は、資金・物資・人材の不足に悩まされており、以下の点でJICAの支援を望む。(以下プロポーザルの説明)
- ・これに対し調査団側からは、今回のコースでは選挙はあくまで地方行政事務の一部として取り上げられる予定であり、選挙のみに焦点を当てたものではないと説明し、理解を得た。

### (3)Ministry of Local Government & Rural Development (地方自治・開発省)

主な議事：

- ・ 省の機能は州、地方政府に関する調整と規制を行う。ただし、地方分権に関しては、そのプランはNRBが企画しており、自治省は実行部隊。
- ・ 地方政府の構造は以下のとおり。



\*Union councilの議長はDistrict議会の、副議長はTehsil議会の構成員となる

- ・ EADで指摘のあった各州の自治研修所には、全国で26名のMaster trainerがおり、その下で200名のTrainerがUnion councilの研修にあたる仕組み。研修指導者は州政府の部局職員であり、行政の実務経験はある。

### (4)Central Board of Revenue (中央歳入委員会)

主な面談者：Mr. Abdul Ghaffar (Chief of Direct Tax) 他2名

主な議事：

- ・ 主な国税は所得税、消費税、輸出入税、嗜好品税。州税は車両税、不動産税がメインで若干の特定職業税（医者等）と遊興税（ホテルのサービス等）がある。国税について、以前は輸出入税が最も大きなウェイトを占めていたが、今は50%以上が消費税。
- ・ 現行ではDistrictは税を取り扱っておらず、財務省の監督のもと2-3年に一度招集されるNational Fund Commissionで各州への税収配分を決定している。
- ・ 民政移管後どの税制を地方政府に移管するかNRBと検討中。
- ・ 地方政府に徴税機能を持たせれば、財政上の権限が地方政府に与えられる。その際は、政府の税務担当者とDistrictの税収担当者との協調が肝要。



(5)National Reconstruction Bureau (国家再建局)

主な面談者：Mr. Abdul Ghaffar (Chief Executive Secretariat) 他6名

主な議事：

- ・組織の主な役割は、行政システムの再構築、地方行政（地方開発）のbottom-up化、意志決定への住民参加である。
- ・8月の選挙までに83のdistrictでNazim、Council等が選出され、残る13districtについても来週には完了の見込み。今までは民意による首長がおらず、住民ニーズを行政に反映できないシステムしかなかった。
- ・2002年10月には連邦、州の議会選挙が行われる。
- ・今後、行政・財政の分権化に伴い、選出された首長らはもとより、地方政府の機能拡充、住民の地方自治に対する理解促進など、様々なレベルでcapacity buildingが必要になるだろう。
- ・地方政府の機能拡充に焦点を絞れば、必要な研修は①DCOらの行政官が如何にNazimの補佐をするか（パキスタン国内での研修）、②公務員としての説明責任を如何に果たすか（communication skill）、③研修指導者の研修等が考えられる。
- ・日本での研修では地方自治体における事業立案、住民参加の意志決定、行政のモニタリングについて取り上げてもらい、日本の経験を学びたい。
- ・今回選出された選良のcapacity buildingの必要性、および研修定員が5名であることへの不満は繰り返し表明されたため、調査団からは首長の能力開発については日本も明確な解答は持ち合わせておらず、国民の意識が高まることで首長の質も高くなること、5名の枠は予算上変えられないので、trainer's trainingにより波及効果を高めると行った工夫をしたいと説明した。
- ・よりよいと思われるコースタイトル、5名定員の選出の仕方等については、調査団の滞在中にNRBからフォローがある予定。

(6) Establishment Division (人事院)

主な面談者：Mr. Javed Mahmood (Joint Secretary for training)

主な議事：

- ・ 公務員研修の企画と実施が主な業務
- ・ パキスタンにおける公務員の研修には次の3レベルがある。
  - ① (新人研修) Sevil Service Academyにおける導入研修、各省庁における分野別研修、OJT
  - ② (Grade 17-18対象) 各州にあるNational Institute of Public Administration (NIPA) における中間研修
  - ③ (Grade 20-21対象) Pakistan Military Administration Colledgeにおける研修
- ・ 新たな地方行政システムが導入されたばかりで、業務分掌が明確になっていないので、研修の内容も明確にできない。2-3ヶ月後に分権化が進んだ時点で改めてニーズ調査してくれないか。
- ・ これに対し、今回のJICA研修の概要を説明したところ、日本での研修ならば行政官と各Nazimが民政移管のメリットを理解できるような内容をお願いしたいとの要望があった。(理解が無いままに行政の運営に関する研修はできない)
- ・ さらに長期的には、行政のモニタリングや、国民に如何に行政サービスを届けるか、といったシステム作りの研修を検討する。
- ・ 調査団からは札幌市の研修について、住民ニーズにこたえることのできる公務員養成がコンセプトであり、そのためにOJT、自治研修センターでの研修、民間への出向などを行っているとの説明。
- ・ 先方からはOJTの重要性は理解しているが、OJTでは上司の研修監理と正しい方向付けが必要であり、これがパキスタンには欠けていると指摘があった。札幌の公務員養成システムは今回の改革の中で有効とのこと。

## (7)ラワルピンディ district

主な面談者：District Coordination Officer

主な議事：

- ・ 今回の分権化により、地方政府では①予算の計画と執行、監理②住民参加型の地域開発③条例の制定が最も重要な課題になるだろう。
- ・ 今まで各省庁に配属されていた地域開発のための人員がdistrictに配属されることになった。彼らが機能的かつ事業のownershipをもって活動できるような体制づくりを検討する。
- ・ 地方自治法には地方政府が実施できるすべての事業・機能が網羅されてる訳ではなく、それは今後各地方政府が条例を制定して対応しなければならない。
- ・ 住民のニーズを如何にfeed backするかについては、昔は困難だったが、現在も民政移管のプロセスが進行中であり、容易になったかどうかはまだ見極められない。また、Unionの業務をTehsilが行うといった分掌上の混乱も見受けられるが、一度に解決しようとするとは住民サービスの停滞を招くので、徐々に解決したい。
- ・ 今回選出されたNazimは地域のニーズを良く知っているのので、住民ニーズに沿った資源の分配を決定できる。DCOはその実施と調整を行うといった関係づくりを目指す。

主な面談者：Mr. Raja Tariq Kayani (District Nazim)

主な議事：

- ・ 地方政府が成立してから、NazimとDCOの関係は良好であり特に行政上の苦労はない。汚職がないこと、事業の透明性（情報公開）を念頭に置いた行政管理の手法を導入したい。
- ・ 住民サービスで重点を置きたいのは教育・保健・農業。
- ・ 住民のニーズをくみ取るための公聴会を毎日開いている。今のところ先般の洪水による被害救済を求める声が一番大きい。

## (8)マルダン district

主な面談者：District Coordination Officer

主な議事：

- ・マルダンはNWFPにおいて、ペシャワールに次ぐ第2のDistrictであり、人口約28万8千人（98年のセンサス）。
- ・2つのTehsilと74のUnionを持ち、75%が農業人口（サトウキビ、タバコ、トウモロコシが主な産品）。
- ・自主財源として物品税、運送税、家畜の登録税などを徴収しているが、地方税収の全体に占める割合は11月まで分からない。。
- ・行政上の問題点として、現在は新たなシステムへの移行期であり、新旧の行政システムが混在していることが挙げられる。例えば、徴税システムや予算が定まっていないのに行政サービスは求められているし、事業計画立案時のTehsilとの役割分担など、行政の運営システムが確立していない。
- ・ただしNazimとは執務室を共有し、良好な関係を築いている。第1回のCouncilも開催し、建設的な意見が聞かれた。
- ・Nazimの任期は3年であり、国内全体で一斉に改選が行われる。

## 7. 調査団所見

### (1) パキスタン国情の印象

この度、パキスタンにおいて中央政府と4州のうちパンジャブ州、北西辺境州の2州及び関係地方政府を訪れ、調査を行ったが、国情として印象に残った点は、次のとおりである。

(ア) パンジャブ州のイスラマバードの整然とした街並みと北西辺境州のペシャワールへ向かう道筋に見られる日干し煉瓦の住宅を見るだけでも、国内における経済格差は我々の想像を越えるものがあることが窺われた。

(イ) 北西辺境州第2のDistrictであるマルダンの調整官の説明では、農業人口は75%とのことであり、調査先の多くがパキスタンの重要問題として挙げていた分野は、教育、保健（衛生）及び農業の3分野であった。

(ウ) 識字率は、マルダン調整官の説明では、36.5%（男性53%、女性18%）とのことであった。また、Election Committee（選挙管理委員会）によれば、先般の選挙においても、投票はシンボルマークに印をつける方式を採ったとのことである。

これらの諸点の向上乃至整備が民主化確立、地方自治確立の上でも常に念頭におくべき根源的課題のように思われた。

### (2) 「地方自治」の基本的課題

関係者が、地方自治確立のために目指すべき方向としてあげていたのは、次の諸点である。

(ア) 政治上、財政上、行政機能上の全ての分野において分権化を推進してゆく。

(イ) 首長（Nazim）、行政官、さらには住民と、全ての面において意識改革と能力開発が必要である。特に行政官については、監理、企画、説明責任等の能力向上が必要であり、研修施設の整備も検討したい。

(ウ) 徴税、予算、事業計画、資金繰り、その監査など一連の財政システムの確立を図りたい。

(エ) 住民参加の意思決定システムを考え、住民と地域が主体となった行政を目指したい。

(オ) 汚職を排除するために、行政の透明性を確保したい。

以上のように、地方自治確立のための問題意識および目指すべき方向性については、概ね妥当である、といえよう。

しかし、現段階における地方政府の実態を我が国における地方自治の観点から見ると、解決すべき基本的課題があるように思われる。

即ち、地方政府の組織においては、従来、各Districtにおける行政の最高責任者は、連邦・州政府から派遣されていた行政官であったが、この度の選挙によりNazimの下に調整官として位置づけられた。しかし、地方政府の機構は、依然として従来のみであり、補助機関に対する指揮命令系統に混乱・齟齬が生じないか、経過を見守る必要がある。

また、地方政府の財源においても、従来、District以下は税を取り扱っておらず、財務省の監督のもと、2～3年に一度招集されるNational Fund Committeeにおいて各州への税収配分を決定しているとのことである。今後は、州政府からDistrict政府までは、一部地方税の徴収権が移管される予定とのことであるが、Tehsil、Unionレベルへの移管は不透明である。このように地方財源は、依然連邦政府の直轄下にあるわけで、真の地方自治確立のためには、更に下部地方政府までの財源移管のための法的・制度的な整備が必要であろう。

その他、「Nazimと行政官が民政移管のメリットを理解できるような内容の研修にしてほしい。」という発言がある（Establishment Division（人事院））など、本来、民主化とは為政者の為のものではなく、国民の為のものであることが完全には浸透していないようにも感ぜられた。

### (3) 地方政府における当面の行政対応の実態

選挙後の現実の行政対応としては、例えばラワルピンディのNazimは、自ら、毎日、多くの住民から直接意見を聞く公聴会を開催している。その他、予算が決まっていないのに、さまざまな業務が求められている、最も住民に身近なUnionの事務所が足りない、或いは地方政府におけるDistrict、Tehsil、Union間の分掌上の整理がなされていないため、やや混乱が見られる、など、日々の問題に追われているように思われた。

このように、取り急ぎ、民主化のための地方選挙は実施したものの、それに伴う行政執行のための実務的体制が追いついていない、という印象であった。

### (4) 基本法の整備

パキスタンの法体系は、独立前のイギリスの影響もあってか、我が国の成文の実定法（制定法主義）とは異なり、慣習法としての実定法（判例法主義）を採っているように思われた。その故か、上記(2)に示したように、地方自治のあり方についての問題意識や今後の方向性については、概ね妥当であるとは思われたが、良し悪しは別にして、我が国における「地方自治法」及び関係法のような基本法の体系的整備の観点から見れば、不十分のようである。

全体として、民主化・地方分権化については、理念・目標先行の段階に留まっており、今後はそれらを実現するための具体的手順について、地についた検討を行ない、制度化し

ていくことが必要であろう。

なお、今日、我が国で言う「地方分権」は、地方自治・行政サービスが成立している前提の上で、さらに中央から地方への権限委譲を行うことを意味しているが、パキスタンでは根本的な地方自治制度を確立すること自体を「地方分権」と呼んでおり、同じ言葉ながら意味するところは大きく異なっている。

#### (5)研修における留意点

- (ア) 地方自治のあり方については、共通理念の上にはたっているが、地方政府各層間での事務分掌上の整理がついておらず、地方政府は、予算も不十分の中で、日々の行政対応に追われているようである。今後、限られた財源の中で、優先度を付し、段階を踏んで、計画的に効果的な行政サービスを実施していくためには如何にすべきか、という一連のシステムの研修が求められている。
- (イ) 民主化に向け、各階各層においての意識改革、能力開発の必要性を認識しているようであり、札幌市における職員の研修方法としてのOJT、自治研修センターでの研修、外部の教育機関や国などへの委託・派遣研修の説明をおこなったところ、興味を持ったように見受けられたので、その実態を示すことも意義があるのではないか。
- (ウ) 基本的な地方自治システムの研修項目の他、出来ればパキスタンの当面の関心事である「教育」「保健（衛生）」及び「農業」について、我が国における実態に触れる機会を設定することも意義があるのではないか。
- (エ) 各国の地方自治システムの在り様は、民主主義を維持する限り、それぞれの歴史・文化などにより多様であって然るべきものである。その意味で、本研修コースの運営にあたっては、我が国乃至札幌市における地方自治システムの制度・運営の素材を提供するという考え方に立ち、研修コースそれぞれの項目についての歴史的経過、課題と解決方法など、出来る限り事例に沿って具体的に説明することが肝要であろうと考える。

## 付属資料

1. 暫定G.I.
2. ラワルピンディ市における議会構成
3. SBNP地方政府令仮和訳（抜粋）





INFORMATION ON  
COUNTRY FOCUSED TRAINING COURSE IN  
**DEMOCRATIZATION SUPPORT  
FOR THE ISLAMIC REPUBLIC OF PAKISTAN**

*JFY 2001*

**国別特設：パキスタン民主化支援**

COURSE NO.:J-01-20229

November 26, 2001- December 23, 2001



THE GOVERNMENT OF JAPAN  
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY



# *Preface*

The Japanese Government extends official development assistance (ODA) to developing countries to support self-help efforts that will lead to economic progress and a better life for the citizens of those countries.

Since its foundation in 1974, the Japan International Cooperation Agency (JICA) has implemented Japan's technical cooperation under the ODA program.

Currently, JICA conducts such activities as training, dispatch of experts, provision of equipment project type technical cooperation, development study, dispatch of cooperation volunteers (JOCV), survey and administration of capital grant aid programs.

The training program for overseas participants is one of JICA's fundamental technical cooperation activities for developing countries. Participants come from overseas in order to obtain knowledge and technology in a wide variety of fields.

The objectives of the JICA training program are:

- (1) to contribute to the development of human resources who will promote the advancement of developing countries, and
- (2) to contribute to the promotion of mutual understanding and friendship.

Recently, election of mayors on municipal level has been implemented in Pakistan. The main aim of federal government is reconstruction of the states institutions to establish genuine and sustainable democracy for its good governance.

This training course in Democratization Support is designed for the purpose of providing federal and provincial government officers with basic knowledge on local government administration through the effective combination of lectures, observations of relevant institutions.

## I. ESSENTIAL FACTS

COURSE TITLE (No.)	Democratization Support for the Islamic Republic of Pakistan (J01-20229)
DURATION	November 26, 2001 ~ December 23, 2001
DEADLINE FOR APPLICATION	October 19, 2001 * for acceptance in the JICA office
NUMBER OF PARTICIPANTS	5
LANGUAGE	English
TARGET GROUP	Officials who are in charge of personnel training for local government in governmental training institution such as National Institute of Public Administration (NIPA).
COURSE OBJECTIVES	Through the training programme, participants are expected to understand the outline of local government administration by having a basic knowledge on local government system, financial system, election system and so on.
TRAINING INSTITUTION	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Personnel Training Center, General Affairs Bureau, City of Sapporo Address: 4-26, Hondori 16 Minami, Shiroishi-ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8611 Japan Tel. : 81(*)-11(**)-866-3666 Fax. : 81(*)-11(**)-866-9191</li> </ul>
ACCOMMODATIONS * Accommodations for the whole period of the training is to be arranged by JICA	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Hokkaido International Centre, Sapporo (HICS) Address: Minami 4-25, Hondori 16-chome, Shiroisi-ku, Sapporo, Hokkaido, 003-0026 Japan Tel. : 81(*)-11(**)-866-8383</li> </ul> <p>* If no room is available at HICS, JICA will arrange accommodations at other appropriate places.</p>
ALLOWANCES & EXPENSES	<p>The Government of Japan provides the following allowances and covers the following expenses through JICA in accordance with relevant laws and regulations.</p> <p><u>Details</u> Round-trip air ticket between an international airport designated by JICA and Japan, accommodation allowance, living allowance, outfit allowance, book allowance, shipping allowance, expenses for JICA study tours, free medical care for participants who become ill after arrival in Japan (costs related to preexisting illness, pregnancy and dental treatment are not included), etc.</p>

(\*:country code for Japan)(\*\*:area code for Sapporo)

## II. CURRICULUM (Tentative)

This training course comprises lectures, practical exercises and study, and observations in the field as shown below, aiming at an effective knowledge transfer from both the theoretical and practical aspects.

Items	Hours		
	Lecture	Practice	Observation
1. Introduction			
History of Japanese Democratization	5.0		
2. Lectures			
(1) Local government administration			
Role of central government	2.5		
Local administration system	2.5		
System of assemblies	2.5		
System of election	2.5		
Statute structure and local administration	2.5		
(2) Local taxes and local public finance			
Outline of local public finance	2.5		
Local taxes system	2.5		
Expenditures and revenue of local government	2.5		
(3) Local public service system			
Personnel management and duties	2.5		
(4) Outline of the duties performed by Sapporo city			
Administrative organization	2.5		
Long-term master plan	5.0		
Public hearing and publicity activities	2.5		
Land development plan for housing	2.5		
Public health and hygiene	2.5		
Children and reproductive welfare	2.5		
3. Practice			
Discussion		2.5	
Cultural exchange with students		2.5	
4. Observation			
Courtesy call to the mayor of Sapporo city			2.5
Fire defense, ambulance service and disaster measure			2.5
Public cleansing service			5.0
Local administration of a ward			5.0
Observation trip			10.0
Subtotal	45.0	5.0	25.0
Total		75.0	

### III. REQUIREMENTS FOR APPLICATION

Applicants should:

- (1) be nominated by their governments in accordance with the procedures mentioned below (see IV);
- (2) be officials in charge of establishment of genuine local government administration in the federal or provincial government;
- (3) be university graduates or possesses equivalent qualification;
- (4) be proficient in spoken and written English; (Past experiences have shown that some participants find themselves unable to make progress in their training because of inadequate knowledge of English.)
- (5) be over twenty-five (30) and under forty-five (45) years of age;
- (6) be in good health and able to undergo the course of training, and
- (7) not be serving in the military.

#### **ATTENTION**

Participants are required,

- (1) not to change course subjects or extend the course period;
- (2) not to bring any members of their family;
- (3) to return to their home countries at the end of their course according to the international travel schedule designated by JICA;
- (4) to refrain from engaging in political activities or any form of employment for profit or gain; and
- (5) to observe the rules and regulations of their place of accommodation and not to change accommodations designated by JICA.

### IV. PROCEDURES FOR APPLICATIONS

- (1) A government desiring to nominate applicants for the course should fill in and forward one (1) original and three (3) copies of the Nomination Form (Form A2A3) for each applicant, to the JICA **by October 19, 2001.**
- (2) The JICA office will inform the applying government whether or not the nominee's application has been accepted **no later than October 26, 2001.**
- (3) **JOB REPORT**
  - a) Before coming to Japan, each applicant should prepare a "Job Report" in order to inform us the present situation as well as the direction and problems related to local administration in your country.
  - b) The applicants should submit four copies of the Report with Nomination Form (Form A2A3) by the deadline of application.
  - c) The report should be written in accordance with the subjects and format explained in ANNEX.
  - d) Each participant will have 20 minutes to give an oral presentation on your report during the course.
  - e) It is advisable to use audio visual aids such as slides, video, and pictures at the presentation.Application for presentation (PowerPoint win/mac) is also available.

#### Importance:

Job Report is used for screening of applicants, so you have to submit it with application form.

## V. OTHER MATTERS

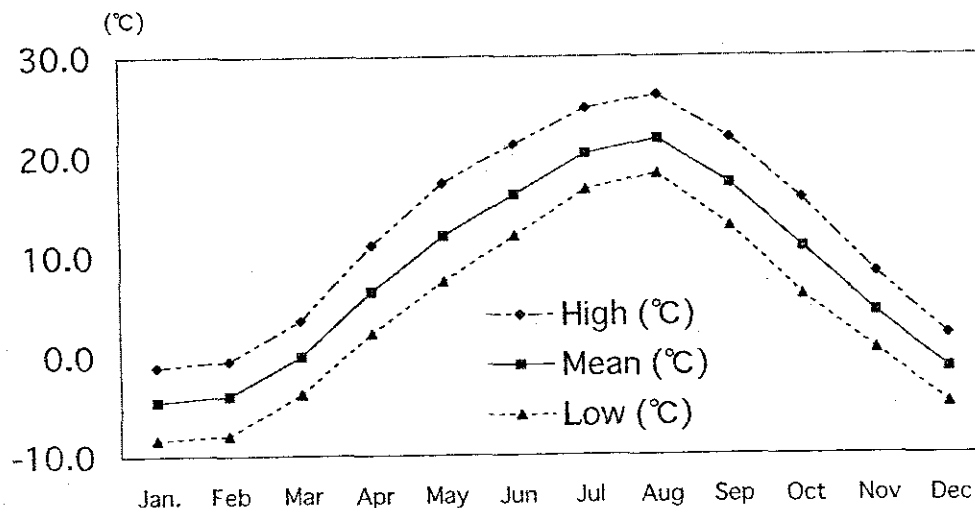
1. Pre-departure orientation is held at JICA office to provide the selected candidates with details on travel to Japan, conditions of training, and other matters. Participants will see a video, "TRAINING IN JAPAN", and will receive a textbook and cassette tape, "SIMPLE CONVERSATION IN JAPANESE". A brochure, "GUIDE TO TRAINING IN JAPAN" will be handed to each selected candidate before (or in the time of) the orientation.

2. Participants who have successfully completed the seminar will be awarded a certificate by JICA.

### 3. Climate in Sapporo

Figure I Climate conditions in Sapporo

	Jan.	Feb	Mar	Apr	May	Jun	Jul	Aug	Sep	Oct	Nov	Dec
High (°C)	-1.1	-0.5	3.5	11.1	17.3	21.2	24.8	26.1	21.8	15.7	8.2	2.0
Mean (°C)	-4.6	-4.0	-0.1	6.4	12.0	16.1	20.2	21.7	17.2	10.8	4.3	-1.4
Low (°C)	-8.4	-8.0	-3.9	2.2	7.4	12.0	16.6	18.2	12.9	6.0	0.5	-4.9
Snow (days)	28	28	23	6	0	-	-	-	-	1	14	25



\*Typical Seasonal Wears on December in Hokkaido are long-sleeves, coat, sweater, thick shirts, gloves, and snow shoes.

### 4. Recreation

(1) Participants can enjoy free services for the use of an indoor swimming pool, gymnasium, and tennis courts located next to the centre.

(2) JICA encourages international friendship exchange between our participants and local communities. Therefore, to make the programs more fruitful participants are suggested to bring their national costumes and materials such as slides, videos, and music cassettes which explain respective culture in their countries.

### 5. Facilities and Equipment of the Centre

The centre has following facilities and equipment for the participants.

<Private Room> 2 Glasses, Teapot, Ashtray

\* **ATTENTION:** There are no slippers and towels. But soap, shampoo & conditioner, toothpaste & toothbrush, razor, detergent, sewing kit and floppy disks can be purchased at the front desk.

Participants can also borrow winter coats.

<Equipment for training>

Audio-Visual Equipment: Video, OHP, Slider Projector, Multimedia Projector (available to use Microsoft Power Point 97)



## ANNEX

### JOB REPORT

The following should be explained clearly in your report.

#### 1. Personal Data

- (1) Name of applicant
- (2) Name of applicant's organization

#### 2. Organization's Data

- (1) Organization chart (see Figure II)

\*Referring to the example, draw the chart of your organization and indicate your department/ division/ section with a double line

- (2) Present position and duties (work responsibilities)

#### 3. Question for local administration

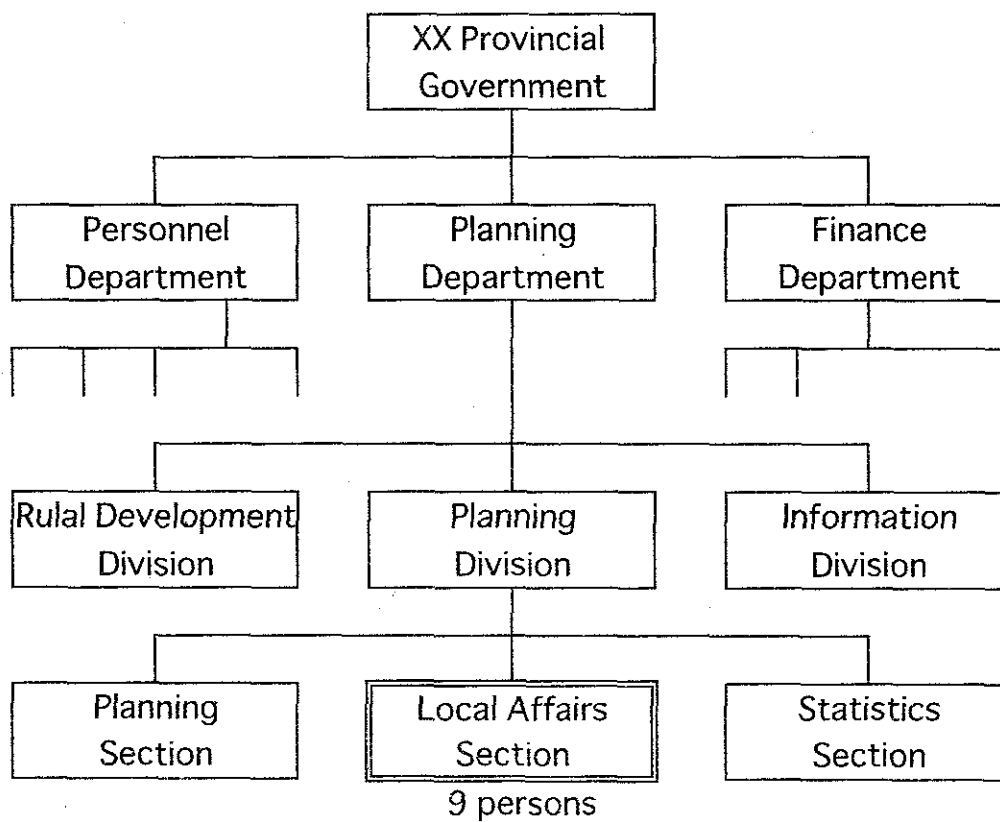
- (1) What is your concept of Local Autonomy?
- (2) What do you think the role of local Governments including their relationship with the Central Government?
- (3) What kind of attitude do you think are local government officials required of?
- (4) What do you think is the problem in your daily work?
- (5) To solve the above mentioned problems, what do you expect from this course?

#### Attention

The format of the report should be:

- 1) Typewritten,
- 2) Double-spaced
- 3) A-4 size (21cm × 30cm), and
- 4) 5 pages maximum

Figure II Example of Organization Chart





### *CORRESPONDENCE*

For enquiries and further information, please contact the JICA office or the Embassy of Japan. Further, address correspondence to:

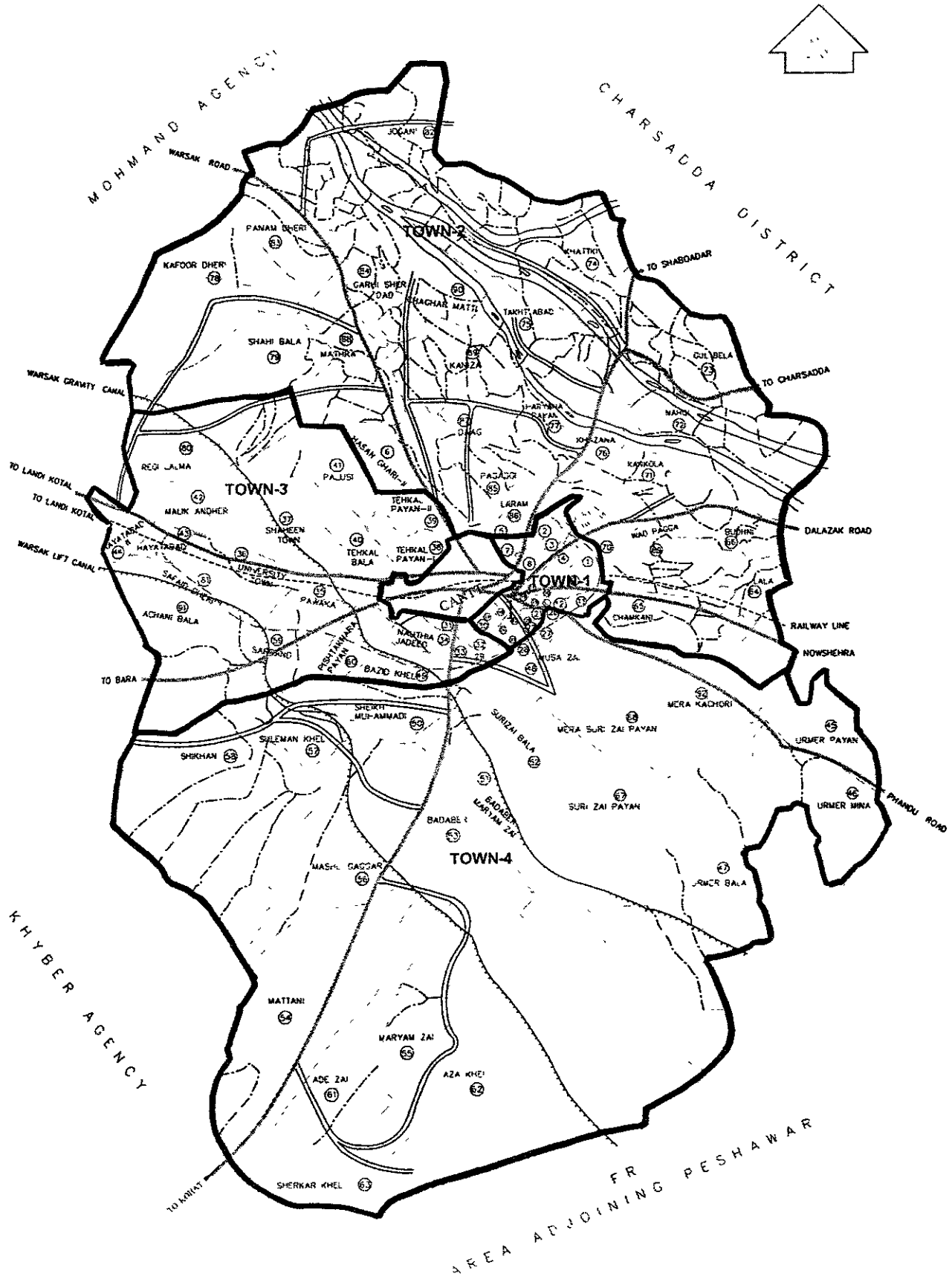
**Hokkaido International Centre, Sapporo (HICS)**  
**Japan International Cooperation Agency (JICA)**

Minami 4-25, Hondori-16 chome, Shiroishi-ku,  
Sapporo, Hokkaido 003-0026 Japan  
Tel.:81-11-866-8383 Fax.:81-11-866-8382

***TOWNS  
OF  
PESHAWAR CITY DISTRICT***



# PESHAWAR CITY DISTRICT



## **A PROFILE OF PESHAWAR**

1. Peshawar, the capital of North West Frontier Province (NWFP), has long been known as "Frontier Town" standing right at the entrance of the famous Khyber Pass. For centuries, it had held the key to the entrance of the sub-continent. In recorded history, the first mention of the city of Peshawar is found as far back as 400 AD. Over the years, the city has expanded into a metropolitan with new planned settlements like Hayatabad and University Towns giving it a new look. The present district of Peshawar mainly centers around the city area, with peripheral villages slowly getting absorbed into the City.

### **LOCATION/BOUNDARY:**

1.2. The district is bounded on the north by Charsadda District, on the east by Nowshera District, on the south by the Tribal area adjoining Peshawar and Kohat districts and on the west by Mohamand & Khyber agencies. The total area of the district is 1,257 square kilometers containing a population of 2.019 millions with a **population density of 16063** persons per square Kilometer.

### **POPULATION & DENSITY:**

1.3 The total population of the District stood at **2.019 millions in 1998** which is more than five times the population in 1951(0.391millions). Since 1981 census .the population of the district has increased at an average annual growth rate of 3.56

percent There are 110 76 males for every hundred females in the district. over 46% of the total population in the district is less than 15 years of age

1.4. The new City District of Peshawar comprises almost the same areas with the only exception of the Frontier Region Peshawar. As such, the population of the City District (1998 census report) comes to 1.956 million over an area of 1257 square kilometer. Of this, 0.91 million people live in urban areas while the rest (1.04 million) in rural areas. Excluding the cantonment area, the population density per square kilometer in urban areas is 3781 and in rural, it is 1041.

### **LITERACY & EDUCATION:**

1.5 The **literacy rate in the district is 25.72 %** , 55.97 % male & 25.85 % female. In urban areas the literacy rate of both the sexes is higher (54.09%) than that in the rural areas (29.19%). There are more than 1161 Schools and colleges in the public sector while numerous other Schools, colleges and Universities are operating in the private sector. Three main Universities viz, Peshawar University, Engineering University, and Agricultural University are also operating in the public sector.

### **HEALTH FACILITIES:**

1.6 The population of Peshawar and the adjoining areas are also benefiting from the numerous health facilities that the city offers. There are a number of modern health facilities available both in public and private sector in the city that include among



others the Lady Reading Hospital, Hayat Shaheed Hospital , and Hayatabad Medical Complex A number of other health facilities also operate in the district like for example there are 50 Basic Health Units,3 Rural Health Centers,19 MCH centers and 10 hospitals of different classes in public sector. The private sector health facilities are also substantive.

### **TRADE & INDUSTRY:**

1.7 Peshawar district, compared to other districts in the Province is well developed area in the NWFP in terms of Trade and Industry. Khazana sugar mill and a number of small industrial units of Kohat Road, Jamrud Road, Kharkhano market are functioning which are manufacturing hosiery, small arms, leather and foot wear, garments, ghee, soap etc. Match factories, flour mills and steel re-rolling units are also operating in the district. There are other cottage industries, which are manufacturing pottery, Peshawari chapal and kullah (turban) by the skilled artisans. Approximately 304 industrial units/mills or manufacturing units are in operation in the district. A large number of people are employed in govt. offices, private businesses, etc.

### **LOCAL GOVERNMENT SET UP:**

2.1. The new set up of the local Government will comprise of essentially three tiers: **Union Councils, Town Councils, and District Council.** Previously, there were 42 Union Councils in all in the District. The figure , however, rose to 92 under the devolved set up mainly because of inclusion of the Urban areas that were previously either Town Committees, Municipal Corporation, and the development authority. Under the new setup, there are 92 Union Councils: 44 Urban & 48 Rural. All these Ucs

are further grouped into four Towns and at the highest level in the district is the District Council.

2.2. **Each union council will consist of 21 members including Nazim and Naib Nazim** elected by popular votes. The Nazims will automatically become the members of the district assembly and Naib Nazims of the Town Councils of their respective areas. The Peshawar City District Assembly, thus, will consist of 92 members( Nazims of the union councils). In addition to them, there will be 33% quota of seats reserved for women i.e. 30 seats & 05% quota of seats each for workers/peasants and minorities i.e. additional 10 seats. This gives us a total of **132 seats for the District Assembly.**

### **PESHAWAR CITY DISTRICT COUNCIL**

<b><u>MEMBERS:</u></b>	<b><u>No. of Seats</u></b>
• All Nazims of Union Councils	92
• 33% Women seats.	30
• 05% Workers and Peasants	5
• 05% Minorities.	<u>5</u>
• Total seats.	<b>132</b>
Average representation at Peshawar City District Council is	<b>14,821</b>

2.3. The City District of Peshawar will have four Towns and as such four Town Councils. Each Town Council will have Naib Nazim of their respective Union Councils as its members Here again, there would be 33% & 5% of the total seats fixed as quota for women, peasant/workers, and minorities respectively. As per their composition, the total number of seats for each Town Council including the quota of

seats fixed for women, peasant/workers, and minorities will be **Thirty five seats** **for Town Number 1, Thirty Five for Town Number 2, Thirty for Town Number 3, and Thirty seats for Town Number 4.**

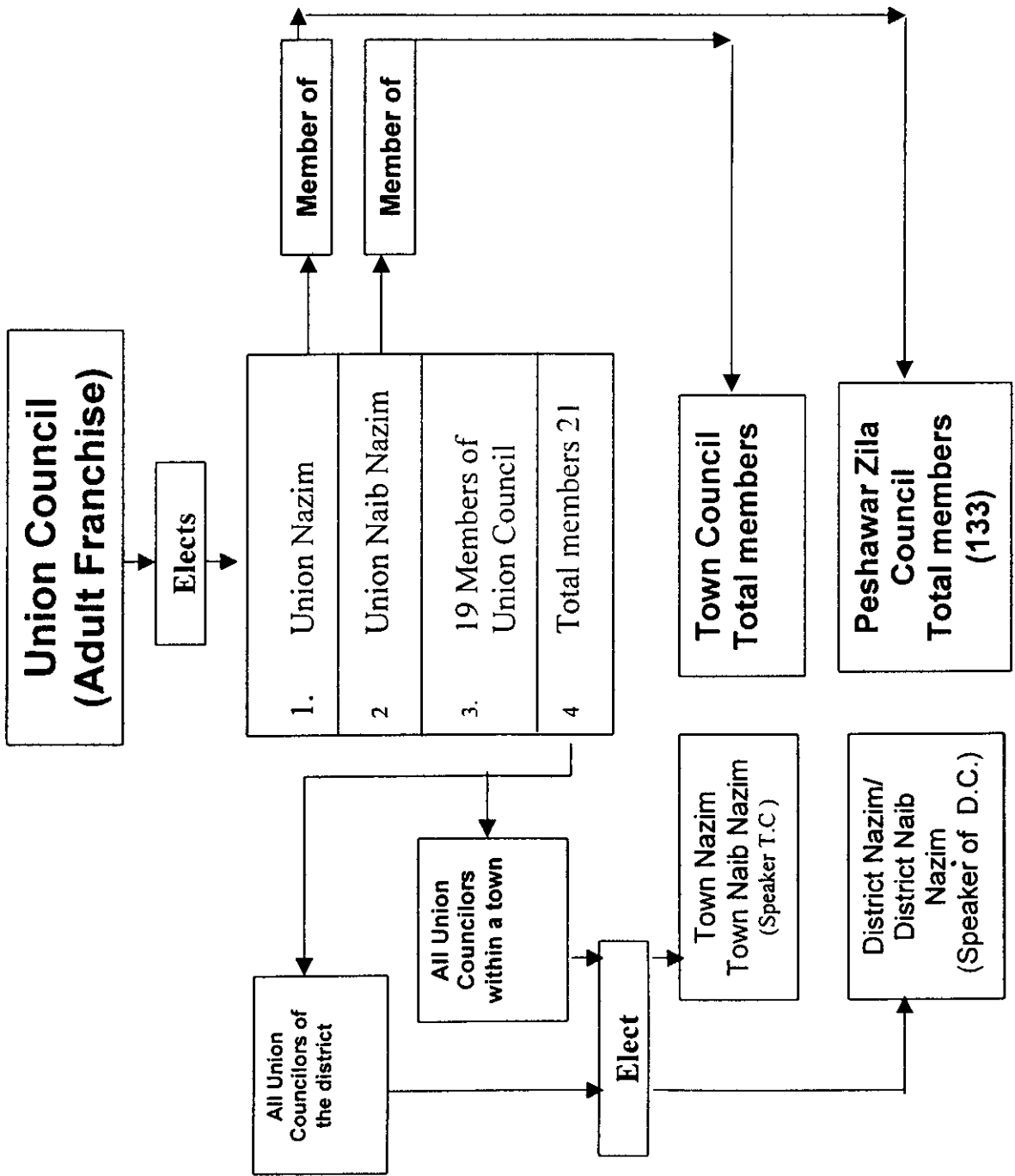
### THE TOWN COUNCILS

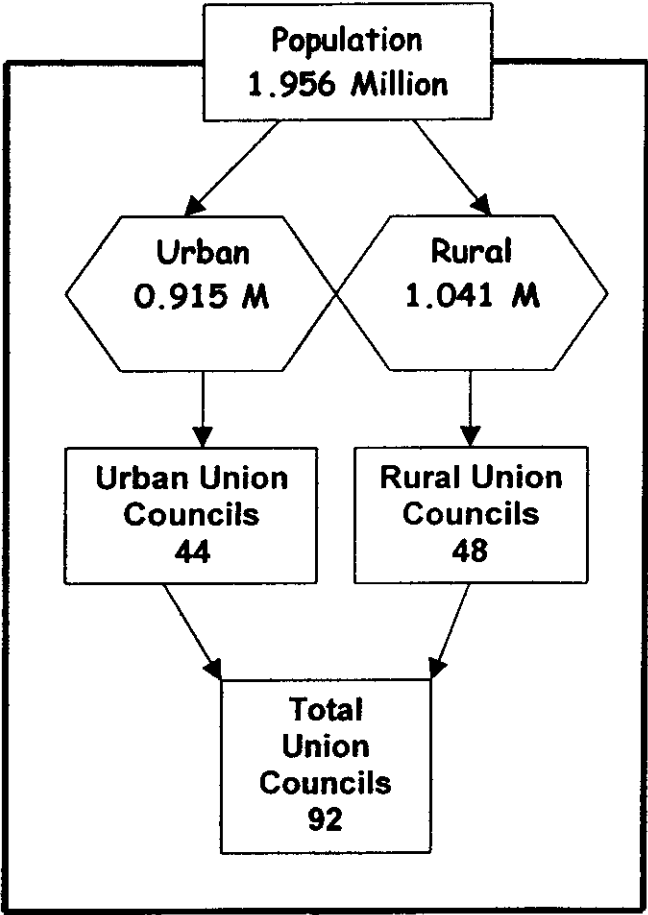
S. No	Town No.	Union Council (No.)	Naib Nazim Seats	Women Seats 33%	Worker/Peasant Seats	Minority Seats 05%	TOTAL
1-	1	25	25	8	1	1	35
2-	2	25	25	8	1	1	35
3-	3	21	21	7	1	1	30
4-	4	21	21	7	1	1	30
<b>Total</b>	<b>4</b>	<b>92</b>	<b>92</b>	<b>30</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>130</b>

2.4. This reflects that average representation per seats in Town-1 is 14,517 in Town-2 is 14,518 in Town-3 is 15,852 and in Town-4 is 14,518 of the population.

2.5 The Maps Of Each Town With Names Of Each Union Council Included In The Town & Composition Of Members In Town Councils Is Placed At **Annexure- "A"**.

**PROCESS OF FORMATION  
OF LOCAL GOVERNMENT AT  
VARIOUS TIERS**





<b>Minimum Population of Union Council</b>	<b>15,272</b>
<b>Maximum Population of Union Council</b>	<b>30,272</b>
<b>Average Population per Union Council</b>	<b>21,264</b>

# POPULATION & AREA PERCENTAGES

TOWN	AREA	% AREA	POPULATION	%Popul:	DENSITY
1	38.88	3.12	508090	25.97	13068.15
2	411.77	33.13	537138	27.45	1304.46
3	188.42	15.16	475558	24.3	2523.92
4	603.68	48.57	435540	22.26	722.67
TOTAL	1243	99.98	1956326	99.98	1574.19

Note:  
 1 Area in square kilometers approximately  
 2 Density per square kilometer.



目次	頁
<b>第1章 序章</b>	
条	
1. 略称、範囲および発効	5 1
2. 定義	5 1 – 5 2
3. 他の法令に優先する政令	5 5
4. 州体制下における地方政府	5 5
<b>第2章 地方および地方政府</b>	
条	
5. 地方の構成	5 6
6. Union の境界	5 6
7. Tehsil および地区の範囲	5 6
8. 市制地区の創設	5 7
9. Town の設立	5 7
1 0. 従来から継続する法律に従う地方	5 7
1 1. 地方の変更	5 7
1 2. 地方における地方政府	5 8
<b>第3章 地区政府</b>	
条	
1 3. 地区政府の構成	5 9
1 4. 分権化された部局および部局群	5 9
1 5. 特定部局の Tehsil 自治行政への委任	6 0



1 6.	地区政府の職権および責任	6 0
1 7.	Zila Nazim	6 0
1 8.	Zila Nazim の職務および権限	6 0 – 6 2
1 9.	Zila Nazim の評議会への出席権	6 2
2 0.	Zila Nazim の個人的責任	6 2
2 1.	Zila Nazim の辞任	6 2
2 2.	Zila Nazim 職の欠員	6 2
2 3.	外部からの Zila Nazim のリコール	6 2 – 6 3
2 4.	内部からの Zila Nazim のリコール	6 3
2 5.	州長官による Zila Nazim の命令の取り消し	6 3 – 6 4
2 6.	地区行政の構造	6 4
2 7.	部局および部局群の長	6 4
2 8.	地区調整官	6 4 – 6 5
2 9.	地区執行官の職務および権限	6 5 – 6 6
3 0.	地区行政業務	6 6
3 1.	業務処理に関する執行規程	6 7
3 2.	Tehsil 自治行政府への業務委託	6 7
3 3.	政府業務の処理	6 7
3 4.	実績の評価	6 7 – 6 8
3 5.	市制地区における部局	6 8
3 6.	市制地区におけるサービスの統合運営	6 8
第 4 章 Zila 評議会		
条		
3 7.	Zila 評議会の構成	6 9

38.	評議会事務局	69
39.	Zila 評議会の職務および権限	69 - 71
40.	市制地区における Zila 評議会の職務	71 - 72
41.	Town の特定の計画に対する Zila 評議会の承認権	72
42.	Zila 評議会による事業の指導	72
43.	Zila Nazim の演説	72
44.	評議会の共同委員会	73
45.	Zila 評議会の議決の取り消し	73
46.	Naib Zila Nazim の辞任	73
47.	Naib Zila Nazim のリコール	73 - 74
48.	Zila 評議会の議長職 Zila Nazim 選任権	74

## 第5章 Tehsil および Town の自治行政府

### 条

49.	Tehsil 自治行政府の構成	75
50.	Town の自治行政府	75
51.	Town に適用される Tehsil 関係の規程	75
52.	特定部局の Tehsil 自治行政府への委託	75 - 76
53.	Tehsil 自治行政府の構造	76 - 77
54.	Tehsil 自治行政府の職務と権限	77 - 80
55.	Tehsil 自治行政府への財政移管	80
56.	Tehsil Nazim	80
57.	Tehsil Nazim の職務	80
58.	Tehsil 自治官	81 - 82
59.	Tehsil Nazim の個人的責任	82

6 0.	Tehsil Nazim の辞任	8 2
6 1.	Tehsil Nazim 職の欠員	8 2
6 2.	外部からの Tehsil Nazim のリコール	8 2 - 8 3
6 3.	内部からの Tehsil Nazim のリコール	8 3
6 4.	Tehsil Nazim の命令の取り消し	8 3

## 第 6 章 Tehsil および Town の評議会

### 条

6 5.	Tehsil および Town の評議会の構成	8 4
6 6.	Town に適用される Tehsil 評議会の規程	8 4
6 7.	Tehsil 評議会の職務および権限	8 5
6 8.	議長職 Tehsil Nazim の選任権	8 6
6 9.	Tehsil 評議会による事業の指導	8 6
7 0.	Tehsil Nazim の演説	8 7
7 1.	Naib Tehsil Nazim の辞任	8 7
7 2.	Naib Tehsil Nazim の解職請求	8 7
7 3.	評議会の共同委員会	8 8

## 第 7 章 Union 行政庁

### 条

7 4.	Union 行政庁の構成	8 9
7 5.	Union 行政庁の構造	8 9
7 6.	Union 行政庁の職務	8 9 - 9 0
7 7.	Village 評議会への職務の割当	9 0
7 8.	地区政府による職務の委任、その他	9 1
7 9.	Union 行政庁の権限に関する政府の命令	9 1

80.	Union Nazim の職務	91 - 92
81.	Union Nazim の個人的責任	92
82.	Union Nazim による決定の取り消し	92
83.	Union Nazim の辞任	92
84.	外部からの Union Nazimu の解職請求	92
85.	自治体内における Union Nazim の解職請求	93
86.	評議会の共同委員会	93

## 第8章 Union 評議会

### 条

87.	Union 評議会の構成	94
88.	Union 評議会の職務	94 - 95
89.	Union 評議会による事業の指導	95 - 96
90.	Union Nazim の演説	96
91.	Naib Union Nazim の辞任	96
92.	Naib Union Nazim の解職請求	96

## 第12章 地方政府財政

### 条

107.	地方基金、地区口座、その他の創設	97 - 98
108.	地方基金の保管と州口座	98
109.	地方基金の適用と州口座	99 - 100
110.	郡議会の予算	100
111.	予算準備	100 - 101
112.	予算の成立	101 - 102

1 1 3. 謝礼と手当て	1 0 2
1 1 4. 会計	1 0 2－1 0 3
1 1 5. 監査	1 0 3－1 0 4
1 1 6. 賦課される税金	1 0 5
1 1 7. 評価地域と固定資産税	1 0 4
1 1 8. 税金の徴収	1 0 4－1 0 5
1 1 9. ボトムアッププランニング所有者奨励金制度	1 0 5－1 0 6
1 2 0. 地方政府による負債の禁止	1 0 6

#### 第14章 中央政府と地方政府の関係

##### 条

1 2 7. 中央政府と地区政府の関係	1 0 7
1 2 8. 州最高行政官による指示	1 0 7
1 2 9. ジラーナジムの停職	1 0 7－1 0 8
1 3 0. 地区政府への業務の委譲	1 0 8
1 3 1. 州地方政府委員会	1 0 8－1 0 9
1 3 2. 州地方政府委員会の業務	1 0 9－1 1 0
1 3 3. 州地方政府委員会の責任	1 1 0
1 3 4. ジラーモーシタブ	1 1 0

#### 第17章 地方政府の選挙

##### 条

1 4 8. 選挙権	1 1 1
1 4 9. 表明	1 1 1
1 5 0. 地方政府選挙の選挙管理	1 1 1－1 1 2

1 5 1. 選挙区の境界	1 1 2
1 5 2. 候補者および被選挙人の資格	1 1 2 - 1 1 4
1 5 3. 非政党選挙	1 1 4
1 5 4. 共通立候補と選挙	1 1 4 - 1 1 5
1 5 5. 留保議席の割当	1 1 5
1 5 6. 欠員選挙	1 1 5 - 1 1 6
1 5 7. 選挙人名簿	1 1 6
1 5 8. 議員重複の禁止	1 1 6
1 5 9. 任期	1 1 6
1 6 0. 就任の宣誓	1 1 7
1 6 1. 罷免	1 1 7
1 6 2. 辞職	1 1 7 - 1 1 8
1 6 3. 再選挙不適合	1 1 8
1 6 4. 布告	1 1 8
1 6 5. 不正行為	1 1 8
1 6 6. 贈収賄	1 1 8
1 6 7. 詐称	1 1 8
1 6 8. 不当な影響力の行使	1 1 9
1 6 9. 違法行為	1 1 9 - 1 2 0
1 7 0. 選挙運動の禁止	1 2 0
1 7 1. 投票所付近における騒乱行為	1 2 0 - 1 2 1
1 7 2. 用紙に対する不正行為	1 2 1
1 7 3. 選挙の秘密の侵害	1 2 1 - 1 2 2
1 7 4. 守秘義務違背	1 2 2

175. 公務員の行為	122
176. 公務員の義務違反	122-123
177. 政府の公務員による援助	123
178. 略式裁判	123
179. 裁判所の管轄	123

## 政 令

この政令は、地方政府を再編し、規定するものである。

責任ある地方政府に政治的権限を委ね、行政権および財政権の地方分権をすすめることは、よき統治、効率的なサービス提供、草の根レベルの人々の参加が制度上保証された透明性のある意思決定を実現するために適切なことである。

そして、州政府憲法第4条（修正）政府令1999年第9号、州長官令2000年第11号による修正に基づき、州知事は政令を發布、公布することが認められている。

また、Sind/Balochistan/North-West Frontier/Punjab（SBNP）州議会が解散されているとき、州知事はただちに措置をとることが必要か判断を行うべきところである。

よって、（SBNP）州知事は、上述の権限およびそれに関し付与されている全ての権限に基づき、（SBNP）地方政府令2001を制定し、公布するものである。

### 第1章 序文

#### 1. 略称、範囲および発効

（1）この政令は、SBNP地方政府令2001と称することができる。

（2）この政令は、1924年兵営法（1924年法律2号）の規定に関して兵営として指定されている地域を除き、SBNP州の全地域に対し、効力を有する。

（3）この政令は、第17章第39条（k）および第19章第193条（1）（ii）に含まれる規定を除き、2001年8月14日より発効する。当該規定については、政府は、官報による通達をもって、発効の日を指定することができる。

ただし、第17章の規定については、会計年度2001年2002年にのみ適用される。

#### 2. 定義

この政令における用語の定義は、主題および文意に反する場合を除き、下記のとおりとする；



- (i) 「法人」とは、永続性があり公印を有する組織で、動産および不動産を取得、保有し、当該組織が保有する資産を譲渡し、また契約の主体となり、あるいは当該組織の名において裁判の原告また被告となりうる権限を有するものをいう。
- (ii) 「予算」とは、会計年度における収入および支出を記した公式の計算書をいう。
- (iii) 「建築物」には、店舗、住居、小屋、納屋、物置等、堅固もしくは壁で囲まれた構造物であらゆる材料かつあらゆる用途のものを含み、壁、井戸、ベランダ、プラットフォーム、壁座、斜路、階段も含む。
- (iv) 「建築物ライン」とは、建築物の外壁面または外壁のあらゆる部分が、既存の、もしくは計画中の街路の方向にそのラインを超えてはならないラインをいう。
- (v) 「条例」とはこの政令に基づき制定される条例をいう
- (vi) 「評議会」とは、Zila 評議会、Tehsili 評議会、Town 評議会、Union 評議会、Village 評議会、Neighbourhood 評議会をいう
- (vii) 「地方分権」または「地方分権化」とは、この政令に基づき、州政府の特定部局の運営に関する行政権および財政権を、州政府が地方政府に授与することをいう。
- (viii) 「扶養家族」とは、全体的もしくは部分的に扶養されている、両親、配偶者、保護者、子供、継子および養子をいう。
- (ix) 「災害」には、飢饉、洪水、サイクロン、火災、地震、干ばつ、および不可抗力により引き起こされる損害を含む。
- (x) 「地区」とは、1967年SBNP土地歳入法（1967、W.P. XVII）によって指定された地区をいい、この政令にて市制地区として布告されるべき広域的都市化地域を含む。
- (xi) 「排水路」には、下水、家庭排水、その他あらゆる種類の排水路で、スラッジあるいは雨水を運搬するため使用されるものを含む。
- (xii) 「選挙人」とは、2000年SBNP地方政府選挙令（2000年第 号）に基づき作成された選挙人名簿にその名が記されている者をいう。
- (xiii) 政府とは、SBNP州政府をいう。

- (xiv) 「土地」には、更地、何らかの構造物が建てられている、あるいは建造中である土地、水で覆われている土地、耕作地、休耕地、荒地を含み、また市街地改善計画に関連して、1894年土地取得法（1894年第IV号）第3条（a）項に定義されている土地も含む。
- (xv) 「地方」とは第2章に規定される地域をいう。
- (xvi) 「地方政府」には下記を含む；
- (a) 地区政府、または、市制地区政府および Zila 評議会
  - (b) Tehsil (Taluqa) 自治行政府および Tehsil 評議会
  - (c) Town 自治行政府および Town 評議会
  - (d) Union 行政府および Union 評議会
- (xvii) 「不正行政行為」とは下記のものを用いる；
- (a) 下記のどれかに該当する決定、過程、勧告、不作為、委任
    - (i) 法律、規程、規則に反するもの、確立された慣習、手続きからかい離したもの
    - (ii) 不合理、恣意的、不当、不公平、えこひいき、過酷、差別的なもの
    - (iii) 不適切な根拠に基づくもの
  - (b) この政令もしくは現に効力を有するその他あらゆる法律に基づく、行政行為、義務・責任の遂行、あるいは市民サービスもしくは自治サービスの提供における、無視、怠慢、遅延、無能、非効率、不適當
- (xviii) 「市場」とは、この政令もしくは現に効力を有するその他あらゆる法律に基づき、市場として指定されているところをいう。
- (xix) 「議員」とは、選挙された評議会の議員をいう。

- (xx) 「mauza」とは、1967年SBNP土地歳入法（1967、W.P.法第XVII号）に基づき、布告された課税資産をいう。
- (xxi) 「自治違反」とは、別表5もしくは現に効力を有するその他あらゆる法律にて列挙された違反をいう。
- (xxii) 「自治体サービス」には、次のものを含むが、これらは限定列挙ではない；市内もしくは、TownあるいはTehsil内または相互間における、水道供給、衛生管理、資源保護、下水汚泥あるいは廃物、屑、下水・雨水の運搬・処理、固形もしくは液体廃棄物、家庭排水、公衆トイレ、高速道路、橋、高架道路、公道、街路、歩道、交通信号、道路類の舗装と照明、公園、庭園、植栽、景観整備、屋外広告板・掲示板、消防、土地利用規制、ゾーニング、マスタープラン、商業地域住居地域の区分指定、区分解除、再区分、市場、住居、都市および農村のインフラストラクチャー、環境、建設、およびそれらの維持管理、開発、上記に関する法律、規則の執行
- (xxiii) 「Naib Nazim」とは、Naib Zila Nazim、Naib Tehsil Nazim、Naib Town Nazimのことをいい、場合によってはNaib Union Nazimのことをいう。
- (xxiv) 「Nazim」とは、Zila Nazim、Tehsil Nazim、Town Nazimのことをいい、場合によってはUnion Nazimのことをいう。
- (xxv) 「Neighbourhood」とは、Mohallah、複数の街路、通り、道路の集合で、Tehsil自治行政府あるいはTown自治行政府により、Neighbourhoodとして指定されたものをいう。
- (xxvi) 「小農」とは、耕地を所有しない農業従事者か、選挙が実施される直前5年間にわたり、5エーカー以上の土地を保有したことがなく、かつ、その土地から主たる生計を得ている者をいう。
- (xxvii) 「規定の」とは、この政令により制定された規則に規定されていることをいう。
- (xxviii) 「公共的な場所」とは、あらゆる建築物、構内、あるいは場所等で、公衆が出入り可能なものをいう。
- (xxix) 「家賃」とは、建築物あるいは土地の占有に関し、入居者、借地人が法律上支払わねばならない金銭その他のものをいう。

- (xxx) 「街路ライン」とは、土地と街路に接する土地から街路を形成する部分を区分するラインのことをいう。
- (xxxi) 「税金」には、この政令に基づき課税可能な、Cess、Fee、Rate、Toll あるいはその他の賦課を含む。
- (xxxii) 「Tehsil」とは、1967年SBNP土地歳入法（1967、W.P.法第XVII号）に基づき、布告されたTehsil (Taluqa) をいう。
- (xxxiii) 「Tehsil (Taluqa) 自治行政府」には、Tehsil Nazim および第49条において特定されている公務員およびTehsil自治行政府の雇用者を含む。
- (xxxiv) 「Town」とは、第9条に基づき、政府が市制地区の中でTownとして布告した地域をいう。
- (xxxv) 「Town 自治行政府」には、Town Nazim および第50条において特定されている公務員およびTehsil自治行政府の雇用者を含む。
- (xxxvi) 「Union」とは、第6条に基づき、政府がこの政令におけるUnionとして布告した地域をいう。
- (xxxvii) 「Union 行政庁」には、Union Nazim、Union Naib Nazim、Union 事務局およびその他Unionの雇用者を含む。
- (xxxviii) 「Village」とは、ある名称で広く認知されている連続的統合的な居住地のことをいい、dhok、chak、killi、goth、gaown、basti、あるいはその他類似の居住地を含む。
- (xxxix) 「貯水池」には、泉、井戸、管式井戸、池、水槽、小水路、埋没溝、および、その他の水路で運河、河川、湖、小川を除いたものが含まれる。
- (xl) 「労働」には、他の業務と一体であるか否かによらず、調査も含まれる。
- (xli) 「労働者」とは、業務に直接的に従事している者、あるいは、主な生計を得るため個人の労働に頼る者のことをいい、1969年産業関係令（1969年第XXIII号）に定義されている従事者を含む。

### 3. 他の法令に優先する政令

この政令の規定は、現に効力を有する他のいかなる法令の規定にかかわらず、その効力を有する。

### 4. 州体制下における地方政府

(1) この政令に基づき設立された地方政府は、州体制の範囲内において機能し、連邦法州法を遵守せねばならない。

(2) 地方政府は、その任を果たすに際し、州政府の行政権の実行を妨げ、あるいは損なってはならない。

## 第2章 地方および地方政府

### 5. 地方の構成

この政令の目的においては、以下のものを「地方」とする；

- (i) Union
- (ii) Tehsil (Taluqa)
- (iii) Town
- (iv) 地区および市制地区

### 6. Union の境界

Union は一つ以上の muaziat を含む地域で、法律による入植の改定が未実施の地域の場合は、ひとつ以上のセンサス village を含む地域、都市的な特徴を有する地域の場合は、過去最後のセンサスで境界づけられた人口センサスブロック全体、あるいは複数ブロックの全体、および政府により、Union として布告された muaziat の全体である；

ただし、下記の条件を満たすべきものとする、

- (a) Union の範囲が、領域的に一体であること
- (b) Union の境界線は、市制地区内の tehsil あるいは town の境界と交差しないこと
- (c) Tehsil 内で、ひとつの Union の領域は patwar サークル全体を含むこと、あるいは、一つの patwar サークルが Union 全体を含むこと
- (d) 市制地区における Union あるいは都市的な特徴を有する Union の領域は、過去最後の人口センサスのために境界づけられたセンサスブロック全体、あるいは muaziat 全体、もしくは、センサスブロック全体と muaziat 全体の組み合わせを含むこと
- (e) 地区内の Union 内の人口が、程度の差はあれ、一体であること

ただし、政府は、特定の場合においては、理由を明確にしながら、上述の条件を撤回することができる。

### 7. Tehsil および地区の範囲

政府は、各 tehsil (taluka) および各地区が、1967年SBNP土地歳入法(1967、W.P. 法第 XVII 号)に基づき tehsil であること、あるいは、この政令に基づく地区であることを、官報による発表により布告しなければならない。

## 8. 市制地区の創設

州都であるカラチ／クエッタ／ペシャワール／ラホールについては政府により市制地区として指定されているが、加えて、下記の場合には、政府は、官報による発表により、一つ以上の隣接する地区内の一つ以上の tehsil を市制地区と宣言することができる；

- (a) 当該地区への都市入植者数あるいは入植者概数が100万人を超えている場合、
- (b) 当該地区の経済が、主として商業、工業、サービス業を中心としており、かつ、過去直前のセンサスにおいて、上述の産業に従事する就業者の割合あるいは非農業分野で就労している者の割合が66%以上である場合、
- (c) 当該地区の既存の行政・自治インフラストラクチャーが効率的な行政サービス提供の点で不適切であり、統合的な開発および運営が求められている場合

## 9. Town の設立

(1) 政府は、官報による発表により、この政令に基づく市制地区内において、連続するひとまとまりの Union を Town と布告することができる。

(2) 政府は、官報による発表により、上記(1)項で言及している布告に際し、布告対象のすべての Town がこの政令の目的に照らして、tehsil あるいは下部組織となることを布告できる。

### 10. 従来から継続する法律に従う地方

この政令で変更されない限り、2000年SBNP地方政府選挙令(2000年第 号)に基づき、政府により、union、tehsil (taluka)、地区あるいは市制地区として布告された各地域は、その位置づけを維持するものとし、また、この政令に基づき、その位置づけを布告されたものとみなす。

### 11. 地方の変更

(1) 同一地区内にある同一 tehsil または隣接する複数の tehsil に存する2以上の Union は、設立第3年目の期間中、関連する Union 評議会の、あるいは、必要に応じては Tehsil 評議会の、全議員の3分の2以上の議決により社会的な異議がないか確認した後、政府に対し、個々の Union の境界線の変更を提案することができる。ただし、歳入資産の分割がなく、当該 Union の人口規模については、当該地区全 Union の平均人口に可能な限り近づくような変更に限る。

(2) 政府は、Union、tehsil、town の境界線の変更を、過去の発表に応じて、発表することができる。ただし、この変更は、次回の地方政府選挙告知のときから、効力を有する。

## 12. 地方における地方政府

(1) 各地方には、下記を含む地方政府がそれぞれ設置される。

- (a) 地区あるいは市制地区においては、地区政府と Zila 評議会
- (b) tehsil においては、Tehsil (taluka) 自治行政府と、Tehsil (taluka) 評議会
- (c) town においては、town 自治行政府と、town 評議会
- (d) Union においては、union 行政庁と union 評議会
- (e)

(2) 単一の tehsil から成り立つ地区については、政府は、Tehsil 評議会の設立および Tehsil Nazim、Naib Tehsil Nazim の選挙実施を免除することができ、その場合、Tehsil 自治行政府が Zila Nazim の下で直接的にその任にあたり、Tehsil 評議会の職務は Zila 評議会によって果たされる。

(3) 単一の Union から成り立つ Tehsil については、政府は、Tehsil 評議会の設立および Tehsil Nazim、Tehsil Naib Nazim の選挙実施を免除することができ、その場合、Tehsil 自治行政府の職務は Union 行政庁によって果たされる。

## 第3章 地方政府

### 1.3. 地方政府の構成

(1) 地方政府は、Zila Nazim および地方行政\*庁から構成される。

(2) 地方政府は、動産、不動産を問わずあらゆる財産の、取得、所有、譲渡を行う能力を持ち、契約の主体となり、また、その名において、地区調整官を通じて、訴訟を提起または提起されることができる。

### 1.4. 地方分権化された部局および部局群

(1) この政令の発効に際し、別表1パートAに列挙される当該地方に設置された政府部局の運営に関しての行政権および財政権は、当該地区の地区政府に権限委譲されるものとする。

ただし、別表1パートAに列挙された部局が当該地区に設置されておらず、政府が後日その部局を設置する場合には、その部局についてはその設置の日から地区政府に権限委譲されるものとする。

(2) 別表1パートBに列挙される部局が地区に設置されていない場合は、政府は、その部局を設置、任命し、スタッフを配置するものとする。

(3) 地区政府に権限委譲された部局および政府により設置された部局については、別表1パートCに示す種々のグループにまとめるものとする。

ただし、政府は、ある地区に別表1の部局または部局群がまったく設置されていないときは、当該地区の地区政府と協議のうえ、官報による告知によって、効率性有効性を確保するため部局群のグルーピングを変更または統合をすることができる。

ただし、部局群のグループの数は、別表1パートCの列挙されているグループの数を上回ってはならない。

---

\* 州政府は、州内の法律、命令に関しては、依然として責任を負う。また地方の法と秩序、治安に関する警察権も地区政府に権限委譲されない。しかし、地区に存する警察力は、法と秩序、治安に関し、Zila Nazim に対する責任を負う。警察は、地区政府に権限委譲されていないが、地区に存する警察は、Zila Nazim に対し、法と秩序、治安に関する責任を負う。州は、警察令の公布に際し、警察力および徴募に関する適切な改定を行わねばならない。



#### 15. 地方分権化された特定部局の Tehsil 自治行政府への委任\*\*

第14条および第52条を条件として、この政令の発効にともない、地域、ゾーン、サークル、部門、地区、tehsil レベルでのサービスを提供していた、地方政府および地域開発省、公衆衛生省@、住居および施設計画省の部局に関する行政権および財政権は、状況に応じて、それぞれの Tehsil 自治行政府または Town 自治行政府に、当該部局における雇用者とともに、委任されるものとする。

ただし、政府は、住居および施設計画省の特定部門については、当該部門の役人および被雇用者とともに、地区政府が保有するよう、指導することができる。

#### 16. 地区政府の権限および責任

(1) 地区政府の権限には、地方分権化された部門、あるいは、この政令に基づき設立されることになっている部門の部局を運営・管理が含まれる。ただし、地区政府は、その地区内のみにおいて、政府の全体的な政策に従いつつ、その権限を行使しなければならない。

(2) 地区政府の全ての命令は、地区政府の名においてなされることを明示し、また、地区政府が正規に承認した役人または権限者によって、実行されなければならない。

(3) 地区政府は、この政令に基づき地区政府に権限委譲された権限の範囲について、統治およびサービス提供の向上に関し、住民および政府に対して責任を負う。

#### 17. Zila Nazim

(1) Zila Nazim は地区政府の長であり、この政令に基づき、付与されている任を果たし、権限を行使しなければならない。また、地区調整官の支援を受けねばならない。

(2) Zila Nazim は、地区政府の業務がこの政令および現に効力を有する他の法令@@に従って実施されるようにしなければならない。

#### 18. Zila Nazim の職務および権限

(1) Zila Nazim の職務と権限は下記の通りである；

- (a) 地区全体の発展に関するビジョン、リーダーシップ、地区政府の効率的な任務遂行のための指示を与えること

---

\*\* 各政府は、それぞれの業務執行規則に特定されているこれらの部門名称を用いてもよい。

@ 各政府は、それぞれの業務執行規則に特定されているこれらの部門名称を用いてもよい。

@@ 州は、警察令の公布に際し、警察力および徴募に関する適切な改定を行わねばならない。

- (b) Zila 評議会の承認を得た適切な目標を達成するための戦略および時間枠を、地区政府の支援を受けつつ、策定すること
- (c) 当該地区の法と秩序に関する任を果たすこと
- (d) 地区政府に権限委譲された職務の実現を推進すること
- (e) 地区政府の、年次開発計画の策定および施行、サービスの提供、職務の遂行を監督すること
- (f) 地区政府、Zila 評議会および地区内の財政移転に関する予算を、承認を得るため Zila 評議会に提示すること
- (g) 地区政府の行政権および財政権に関する遵法を督励すること
- (h) Zila 評議会に徴税案を提示すること
- (i) 少なくとも2年に一度、地区政府の職務遂行に関するレポートを自ら Zila 評議会に提出すること
- (j) Zila Mushawarat 委員会の議長を務めること
- (k) 災害もしくは天災の救難活動の責任者として指揮を行い、またその備えをなすこと
- (l) 地区政府の役人が文書に署名する権限を承認すること
- (m) 第135条に従い、地区内の Tehsil 自治行政府、Town 自治行政府および Union 行政庁に対する監査を主導すること
- (n) 内部監査局の業務を確立し、監督すること
- (o) 地区政府\*に権限委譲された職務の遂行に関し、地区調整官および地区執行官に対し、長官令を発すること
- (p) 公的および儀礼的な場に地区政府を代表して出席すること

---

\* 州は、警察令の公布に際し、警察力および徴募に関する適切な改定を行わねばならない。

(q) 政府により、Zila Nazim に任じられるあらゆる職務を遂行すること

(2) Zila Nazim は地区内に存する公務員の中から当該部局のサポート職員として任命される者を除き、アドバイザー、特別アシスタント、政治秘書を雇用してはならない。

#### 19. Zila Nazim 評議会への出席権

Zila Nazim は Zila 評議会において発言し、あるいは、その手続きに参加する権利を有する。ただし、投票権は有しない。

#### 20. Zila Nazim の個人的責任

(1) Zila Nazim は、一個人としての決定、もしくは、この政令あるいは現に効力を有するあらゆる法律の規定に違反する指示により発生する、金銭的あるいは非金銭的なあらゆる損失、および法的根拠なくしてなされたあらゆる支出に関し、個人的な責任を負う。

#### 21. Zila Nazim の辞任

Zila Nazim は州長官宛に書面による辞任届を提出することにより、その職を辞することができる。

#### 22. Zila Nazim 職の欠員

(1) Zila Nazim 職が、本人の死亡、辞任、罷免または停職、あるいは本人の精神的肉体的無能力状態によりその職務を果たせざる状態になったと Zila 評議会が認めるときは、第156条、第6項により Nazim 代行が指名されるまで、あるいは、同条第5項により新しい Zila Nazim が選挙で選ばれるまで、Naib Zila Nazim が Zila Nazim の代理を務める。

ただし、Zila Nazim 代行は、Zila Nazim 選挙の候補者となることはできない。

(2) Zila Nazim が本人の一時的不在によりその職務を果たせないときは、書面による委任により、本人が職務に復帰するまで、Naib Zila Nazim を本人の代理人とすることができる。

#### 23. 外部からの Zila Nazim のリコール

(1) Zila Nazim がその職にあり続けることが公の政策または公益に反する、あるいは当人の違法行為が明らかであると州長官が考えるときは、州長官は州議会に対し、Zila Nazim のリコールの理由を申し立てた動議を提出することができる。

(2) 第1項のリコール動議が、州議会の全議員の単純過半数による議決により可決された場合、当該 Zila Nazim はその決議の可決後ただちにその職を辞さねばならない。

ただし、当該 Zila Nazim は州議会において意見を述べる機会を与えられねばならない。

(3) 第1項に規定する州議会の議決の可否の結果は、政府は、官報の中で告知しなければならない。

(4) 第1項および第2項の規定は、選挙管理委員長による Zila Nazim の罷免に関する第161条の規定には影響を及ぼさない。

#### 24. 内部からの Zila Nazim のリコール請求

(1) Zila Nazim が公の政策あるいは住民の利益に反して行動している、または職務怠慢である、あるいは、Zila Nazim 職の職責の範囲における統治および住民へのサービス提供の向上に関する機会を損ねていると信じるに足る理由があると、Zila 評議会の議員の一人が判断した場合、評議会議員一名の支持を得て、Zila 評議会に Zila Nazim のリコールについての動議を提出することを Naib Zila Nazim を通じ、表明できる。

(2) 第1項で述べた表明を受領したとき、Naib Zila Nazim は、Zila 評議会が会期中でないときは、受領後3日目以降7日目以内に、評議会会議を招集しなければならない。

(3) Zila 評議会が会期中であるときは、第1項で述べた動議は、Naib Zila Nazim が受領した翌日に、審議に付されねばならない。

(4) 第1で述べた動議が、無記名による投票で全議員の過半数の票決で可決された場合、選挙管理委員会は地区内の Union 評議会議員による投票を実施しなければならない。

(5) 動議が地区内の Union 評議会全議員の単純過半数により可決された場合、Zila Nazim は選挙管理委員会がそれに関する布告を発した日からその職を辞さねばならない。

(6) Zila 評議会における動議が否決されたときは、提案者および支持者は、Union Nazim として、および、Zila 評議会議員としての議席を失う。

(7) Zila Nazim は、第5項に述べる動議の可否票決の前に、Zila 評議会において、弁護のための演説を行う権利を有する。

(8) 就任後6ヶ月以内には Zila Nazim に対して、リコールの動議を起こすことはできない。また、前の動議が否決されてから1年が経過する前にもリコールの動議を起こすことはできない。(第6項に対して、対抗の産物である)

#### 25. 州長官による Zila Nazim の命令の取消

(1) 地方政府委員会は、合意に基づき、また、通報の受信に基づき、あるいは申し出に基づき、Zila Nazim が決裁した通常の命令および決定に注意を払い、委員会の意見として、そのような Zila Nazim

の命令あるいは決定が、公の政策または住民の利益に反すると考えるときは、州長官に対して当該命令あるいは決定の取消を進言できる。

ただし、州長官への進言が行われる前に、Zila Nazim には意見を述べる機会が与えられる。

(2) 地方政府委員会は、第1項に述べた命令または決定の取消に関し、官報で告知しなければならない。

## 26. 地区行政の構造

地区行政は、地区政府に権限委譲された政府各省の下部組織および地区政府により設立され地区執行官によりグループ化され地区調整官により調整される部局群を含む地区部局群により構成される。

## 27. 部局および部局群の長

(1) 地区調整部局グループについては、地区調整官がそれらの長となる。

(2) 地区調整部局グループ以外の部局については、地区執行官がそれらの長となる。

(3) 地区部局の長は地区官である。

(4) 政府は、地区政府に権限委譲された部局の下部組織を、市制地区内の各 Tehsil あるいは各 Town における必要性があるときは、各 Tehsil あるいは各 Town に設置しなければならない。

ただし、市制地区内の Tehsil または Town に下部組織が存在あるいは開設されるときは、副地区官がその下部組織の長となる。

## 28. 地区調整官

すべて地区において、政府は、連邦または州の公務員である地区調整官を任命する。その地区調整官は、可能な限りベーシックスケール20から任命する。

ただし、市制地区においては、ベーシックスケール21の連邦公務員または州公務員としてもよい。

(2) 地区調整官は、地区行政における調整の長であり、下記の職務を行う；

- (a) 地区調整部局グループの業務が、現に効力を有する法律に従って行われるよう、責任を持つこと

- (b) 地区行政において首尾一貫した計画、相乗効果のある開発、効果的かつ効率的な職務遂行のため、グループ部局の活動を調整すること
- (c) 地区行政のプログラム、プロジェクト、サービス提供、活動に関し、全般的な監督を行うこと
- (d) この政令に従い Zila 評議会がその職務を果たす際に求められる情報の伝達経路を調整すること
- (e) 地区政府の筆頭会計官として、州議会の公会計委員会に対して責任を負うこと
- (f) 1908 年民事訴訟法（1908 年法 V 号）の第 54 条、68 条、70 条（2）項、71 条、72 条、92 条、93 条、命令 XXI 号規則 18 号、命令 XL 号および類似の規定における徴税官として職務を行うこと
- (g) 地区行政に委任された職務の遂行に関し、行政的および財政的な規律と効率性が達成されるよう Zila Nazim を補佐すること
- (h) 地区政府の開発計画の実施状況に関する報告書を作成し、Zila 評議会の予算審議の会議に提出すること
- (i) 地区執行官の職務遂行に関する評価報告書を主導し、また、地区執行官が主導する地区官に関する同様の報告書の署名人となること。

説明：この条文の狙いに関し、「調製の長」とは、レビューを要求し、部局グループの実績を個別にまたは集散的に評価する権限を持つということであり、さらに、効率性、サービスの提供、地区政府の承認済み計画により示された目標達成を向上するための活動や方策実施に関する指示を出す権限を持つということである。

(3) 地区調整官は、Zila Nazim の命令が恣意的なものである、または、違法のものであると考える場合は、書面により、地方政府委員会の指示を請うことができる。この場合、この書面の写しを Zila Nazim にも送付する。本件に関する同委員会の決定は、最終的なものであり、かつ拘束力を持つ。

## 29. 地区執行官の職務および権限

地区執行官の職務および権限は次の通りである；

- (a) 自己の管轄下にある部局グループの業務が法および諸規則に従って行われ、また、自己の裁量下にある人的および物的資源が統治の向上のため有効に活用されることに對し、責任を負うこと
- (b) 部局の活動を調製し監督すること、および自己の行政統括権の下にある職員が効率的なサービス提供を行うよう、責任を負うこと
- (c) Zila 評議会および Union 評議会の監視委員会に對し、情報を提供すること
- (d) 監視委員会から得られた情報に基づき、適切な矯正措置をとること
- (e) 関連する連邦および州の法律、規則、税法を遵守させること
- (f) 開発計画を作成し、その実行に必要な予算措置を提案すること
- (g) 承認された計画および政策を実行すること
- (h) 雇用者の業績賞与の支出を承認すること
- (i) プログラム、プロジェクト、サービス、その他業務の適切な執行に必要な支出案を作成すること
- (j) サービスの提供に関する適切な条例案を作成し、地区調整官に提出すること
- (k) 管轄下にある各部局グループの省付会計官として、Zila 評議会の地区会計委員会に對し、責任を負うこと

### 30. 地区行政業務

(1) 政策および重要な決定に関する事項については、地区調整官は、そのような政策または決定に關し政府と協議する前に、Zila Nazim の承認を得なければならない。

(2) 政府は、別表 1 に特定されている地区の地区部局、部局グループ、その他部局のすべての幹部職員、職員を任命しなければならない。

(3) 政府による地区政府への幹部職員、職員の任命機関は、通常、3 年間である。

(4) 地区調整官の実績が満足すべきものでない場合、Zila Nazim は政府に對し、理由を付した書面により地区調整官の更迭を要求できる。この場合、書面の写しを当該地区調整官に送付することを要す。

政府は、7 日以内にこの要求に応じなければならない。政府は、この件を、地方政府委員会に委託してもよい。

(5) 第4項に述べる件に関し、地方政府委員会は調査を行い、調査結果と進言を州長官に提示し、州長官が必要と考える措置をとれるようにしなければならない。

(6) 地区執行官の実績が満足すべきものでない場合、Zila Nazim は地区調整官と協議のうえ、政府に対し理由を付して、その地区執行官の更迭を求めることができる。

### 3 1. 業務処理に関する規則

円滑かつ効率的な公務処理のため、政府は地区政府業務処理規則を定めねばならない。

### 3 2. Tehsil 自治行政府への業務の委任

地区政府は、Tehsil 自治行政府または Union 行政庁との間で合意による条件に基づき、地区政府の職務の一部をこれらの機関に委任することができる。

ただし、その職務の遂行に関する責任は引き続き Tehsil 自治行政府が負う。

さらに、対応する資源および資金の移転がない限り、いかなる職務または責任も移転されることはない。

### 3 3. 政府業務の処理

地区政府は、政府が資金を提供することを条件として、政府の職務の一部を両者の合意に基づき、受託することができる。ただし、この場合、課税、賦課金、料金その他公的な財源の追加、拡大、あるいは追加の借入を伴ってはならない。

### 3 4. 実績の評価

各地区に任じられた公務員の年次実績評価報告書の作成者は次のとおりとする；

(a) 地区調整官については、Zila Nazim が作成する

ただし、第一署名権者は官房長官、第二署名権者は筆頭大臣とする。

(b) 地区における法と秩序の維持に関する地区警察の所轄官については、Zila Nazim が作成する



ただし、第一署名権者は警察総監、第二署名権者は州長官とする

(c) 地区執行官については、地区調整官が作成し、Zila Nazim が署名権者となる

(d) 地区官については、地区執行官が作成する

ただし、地区調整官が署名権者となり、政府の関係省庁の長がテクニカルレポート作成官となる

(e) 副地区官については地区官が作成し、地区執行官が署名権者となる

### 35. 市制地区における部局

政府は、市制地区においては、第 14 条に列挙されている部局に加え、変更の可能性はあるが、別表 1 パート D に列挙されている他の部局および部局グループを設立することができる。

### 36. 市制地区におけるサービスの統合運営

第 8 条による市制地区の創設にともない、自治サービスを提供している組織または当局、および市制地区となることが布告された Tehsil や地区にて権限委譲を受けた、または、設立された部局については、市制地区政府の行政的財政的な統制下に置かれるものとする。